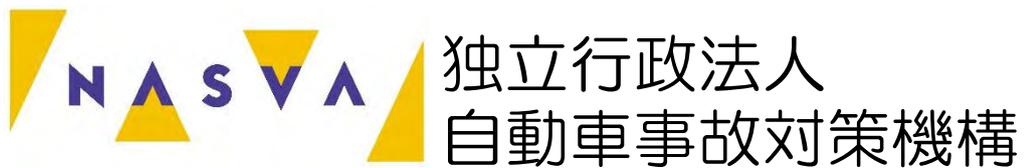


平成30年度
業務実績報告書

令和元年6月28日



はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、平成 30 年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人自動車事故対策機構中期計画等の策定及び評価に関する規程（平成 27 年 4 月 1 日機構規程（企画）第 5 号）第 4 条第 4 項に基づき、NASVA に係る平成 30 年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目次

・業務運営評価に関する事項

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 安全指導業務等	1
(2) 療護施設の設置・運営	19
(3) 介護料の支給等	29
(4) 交通遺児等への生活資金の貸付	38
(5) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動	44
(6) 自動車アセスメント情報提供業務	47
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 業務改善の取組	55
(2) 業務の電子化及びシステムの最適化	68
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
(1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	69
(2) 財務運営の適正化	77
(3) 自己収入等の拡大	79
(4) 保有資産の見直し	81
4. 短期借入金の限度額	82
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	83
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	84
7. 剰余金の使途	85
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	86
(2) 施設及び設備に関する計画	89
(3) 人事に関する計画	91
(4) 人材の活用	92
(5) 自動車事故対策に関する広報活動	96
(6) 積立金の使途	101

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 安全指導業務等

中期目標

- ① 安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する（ユニバーサルサービスの確保）。

あわせて、IT の活用等により業務運営の効率化を図るとともに、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

【指標】

- ・指導講習受講者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受講者数 135,495 人）

- ・適性診断受診者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受診者数 459,399 人）

中期計画

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します（ユニバーサルサービスの確保）。

また、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、IT を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習 80%以上、適性診断 70%以上とするほか、契約事業者等（注 1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において 50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

（注 1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

年度計画

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施する（ユニバーサルサービスの確保）とともに、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討し、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、IT を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を指導講習 80%以上、適性診断 70%以上とするほか、契約事業者等（注 1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を 50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

評価の視点

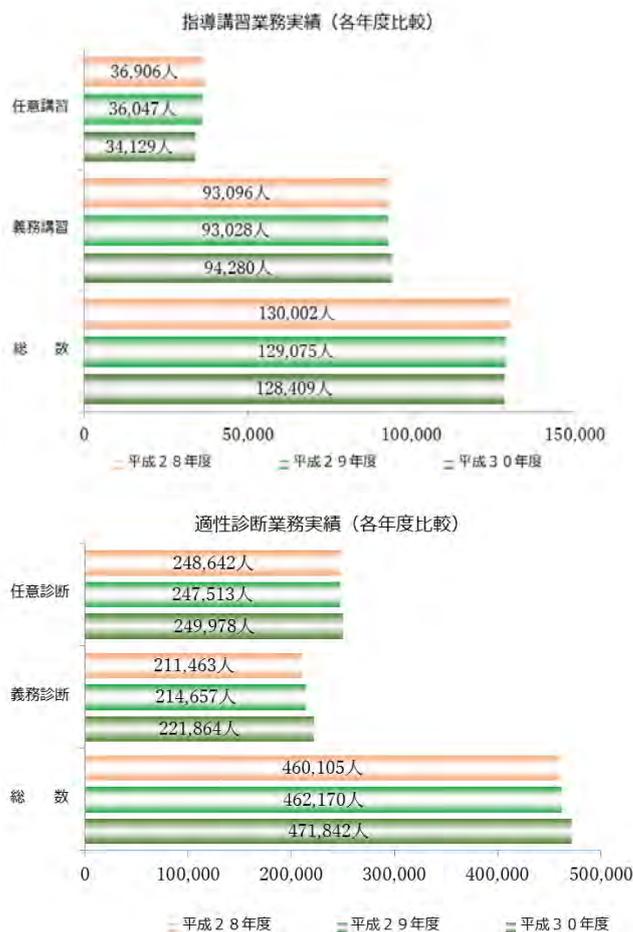
- 1) 指導講習教材の改訂が適切になされているか。
- 2) 国が行う高齢者事故防止対策等に応じた安全指導業務が行われているか。
- 3) インターネット予約による受講者・受診者の割合が指導講習80%以上、適性診断70%以上確保されているか。
- 4) インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が50%以上確保されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 安全指導業務実績

安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者数の総数は、128,409人（前年度129,075人）、適性診断受診者数の総数は、471,842人（前年度462,170人）となった。

地域によって自動車運送事業者の輸送の安全の確保に差が生じることのないよう、指導講習の受講及び適性診断の受診に係る環境整備を図っていき、ユニバーサルサービスを確保する必要があるため、全国50支所において、指導講習開催回数1,158回開催し、適性診断受診端末3,993台を配置し、適性診断を実施した。



2) 国が行う安全対策への貢献

① 指導講習の視聴覚教材等の製作・放映

国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じて、指導講習テキストに「高齢者の健康問題」を掲載するとともに、指導講習視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、当機構が行う指導講習において放映するとともに、他の認定機関等に対して、同視聴覚教材を無償貸与し、放映してもらう取組を行った。

また、道路運送法の改正に応じて指導講習テキストに貸切バスに関する制度改正等の内容を掲載した。



② 適齢診断の実施

65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を76,846人に実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。

【指導講習視聴覚教材】

3) インターネット予約の促進

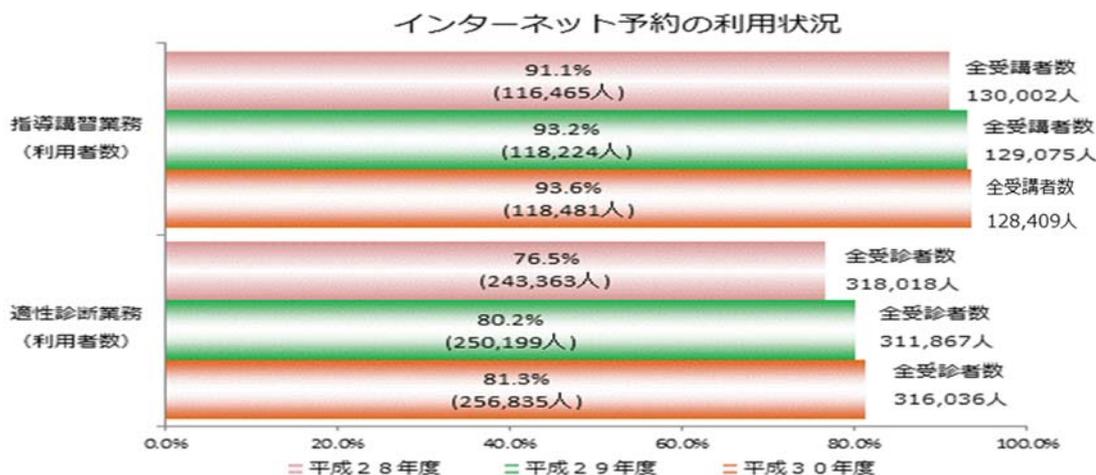
指導講習の開催時にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

また、適性診断受診者等にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

説明において、利便性については「インターネット予約利用者は、電話予約の利用者等と比較して、予約の受付開始を1ヶ月以上早くできる。」など、インセンティブがある点を強調した。

なお、電話により、指導講習・適性診断の予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID及びパスワードをお知らせするなどの対応を行った。

以上の取組により、インターネット予約率は、指導講習93.6%（前年度93.2%）、適性診断81.3%（前年度80.2%）となった。



4) 支所以外での一般診断の受診促進

① 契約事業者等への利用促進

契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、ナスバネット（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

◎ 自社において24時間いつでも適性診断ができること。

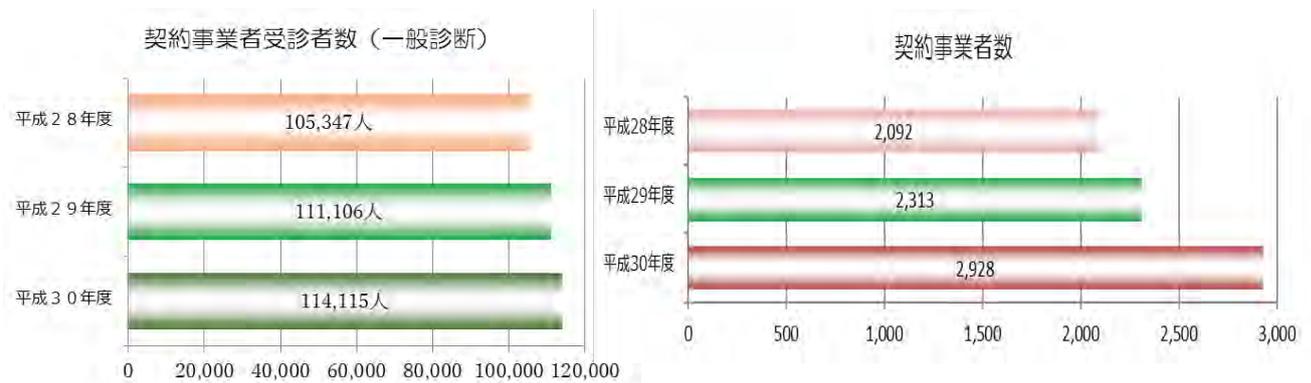
◎ 過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診が事故防止に対して、より一層効果的であること。

これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。

② ナスバネットの利用環境の整備

ナスバネットの利用を希望する事業者が、調達費用を抑え、ナスバネットを導入しやすくなるよう周辺機器（ステアリングコントローラー）の汎用性を持たせるために、ナスバネットのアプリケーションソフトウェアを改良し、平成27年度より継続実施している改良と相まって、新たな契約事業者を獲得した（前年度比669者増）。

この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、55.4%となった。



5) 参考：安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

【調査概要】

・調査期間：平成30年10月～平成31年2月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	6,203	7,957	577	7,821	1,000
回収件数	5,838	7,719	577	7,821	469
回収率	94.1%	97.0%	100%	100.0%	46.9%

○指導講習受講者の評価度

各種別の講習において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.51	4.44	4.48	4.61

基礎講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.44	4.14	4.45	3.74	4.34	4.38	4.70	4.50	4.49	4.57

一般講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.48	4.29	4.59	4.05	4.36	4.38	4.38	4.70	4.46	4.48	4.58

特別講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.61	4.50	4.71	4.20	4.49	4.55	4.49	4.83	4.58	4.60	4.77

○適性診断受診者の評価度

各種別の診断において、概ね4.0以上の評価を得た。

総合評価度		ナスバネットの 分かりやすさ①	適性診断 の的確度 ②	診断票記 載内容の 分かりやす さ③	事故防止 への有用 度 ④	診断結果 の活用度 ⑤ (意向)	アドバンス・カ リヤリク*の 分かりやす さ⑥	職員の対 応⑦
全体	4.40	3.98	4.35	4.27	4.53	4.55	4.35	4.61
一般診断	4.38	4.17	4.30	4.24	-	4.51	-	4.59
C付診断	4.69	4.05	4.67	4.60	4.70	4.89	4.78	4.81
初任診断	4.42	3.89	4.39	4.32	4.52	4.89	4.33	4.62
適齢診断	4.39	3.55	4.45	4.26	4.52	4.58	4.36	4.64
特定診断	4.68	4.22	4.58	4.55	4.76	4.84	4.72	4.84

※C付診断・・・「カリヤリク*付き一般診断」をいう。

○事業者の評価

各業態において、4.0以上の評価を得た。

総合 評価度	バス	ハイタク	トラック
4.29	4.48	4.34	4.25

自己評価とその根拠

- 1) 全国50支所で指導講習及び適性診断を実施した。
- 2) 関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、高齢者事故防止対策等に応じた視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、指導講習において放映し、内容の充実を図った。
- 3) 高齢運転者に対する適齢診断において身体機能の変化に応じた運転に関する留意事項を助言指導し、事故防止対策を講じた。
- 4) 指導講習及び適性診断インターネット予約システムを適切に管理し、24時間365日予約できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、指導講習は目標値80%以上、適性診断は目標値70%以上の予約率を達成した。
- 5) ナスバネットを適切に管理し、契約事業者において24時間365日受診できる環境を維持、また、ソフトウェアの改良によりナスバネットの設置費用を抑えるとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値50%以上の支所外受診率を達成した。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

- 当機構や民間機関が安全指導業務を提供していく上で、同業務のサービス提供がまだ十分でない「空白地域」に留意し、当機構としてユニバーサルサービスの提供を確保すべく、空白地域の解消に向けた対応の実施により、安全指導業務の裾野を一層拡大していく必要がある。
- インターネット予約システム利用者及びナスバネット利用者の増加に伴い、システムに対応できる職員を育成・拡充する必要がある。

中期目標

② 民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業の事業者団体等に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。

また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数 160,000 件以上とする。

【指標】

- ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均参加者数 56 者（94 人））
- ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均参加者数 26 者（42 人））
- ・指導講習参入事業者数（平成 27 年度末時点：60 者）、適性診断参入事業者数（平成 27 年度末時点：55 者）

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

【難易度：高】

民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

中期計画

② 引き続き、国と連携し、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、これまで蓄積した知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット提供数 160,000 件以上とします。

年度計画

② 引き続き、平成 25 年度に国が作成した「安全指導業務の民間参入促進に向けた取組の工程表」（ロードマップ）に基づき、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供、業界団体との協働実施等参入に向けた働きかけを着実に実施するなどにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、参入事業者に対して指導講習教材頒布数 27,000 冊以上、ナスバネット提供数 32,000 件以上とします。

評価の視点

- 1) 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。
- 2) 他の認定機関による安全指導の質を維持するための取組がなされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 民間参入希望団体等のニーズに応じた認定取得支援

認定取得に必要な要件研修を実施している際に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成28年度より要件研修終了後、希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を行った（参加者38者、60名）。



【認定取得に関する相談の様子】

2) 認定取得に必要な要件研修の実施等

① 認定取得に必要な要件研修の実施

民間参入希望団体等に対して、要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師要件研修：6回開催し、
延べ87者134名が参加。

第二種講師要件研修：1回開催し、
5者8名が参加。



【第一種講師資格要件研修風景】

【適性診断】

第一種カウンセラー要件研修：3回開催し、延べ42者47名が参加。

② 教育訓練の実施

他の認定機関に対する研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師研修：3回開催し、延べ9者14名が参加。

【適性診断】

カウンセラー教育・訓練：12回開催し、延べ25者48名が参加。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

札幌主管支所：	1事業者	6名
仙台主管支所：	5事業者	9名
新潟主管支所：	2事業者	2名
東京主管支所：	1事業者	4名
名古屋主管支所：	6事業者	9名
大阪主管支所：	1事業者	1名
広島主管支所：	1事業者	1名
高松主管支所：	1事業者	2名
福岡主管支所：	7事業者	14名
9主管支所：	25事業者	48名

③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリケーションソフトウェアの提供

指導講習の他の認定機関に対し、指導講習テキストを107者に46,387冊頒布（基礎講習用テキスト19,293冊、一般講習用テキスト27,044冊、特別講習用テキスト50冊）し、適性診断の他の認定機関に対しては、82者に対し、ナスバネット339台分のアプリケーションを提供するとともに、50,241人（一般診断：13,786人、初任診断:22,190人、適齢診断：13,548人、特定診断Ⅰ：717人）分の測定を提供した。

【指導講習テキスト】



【ナスバネット】



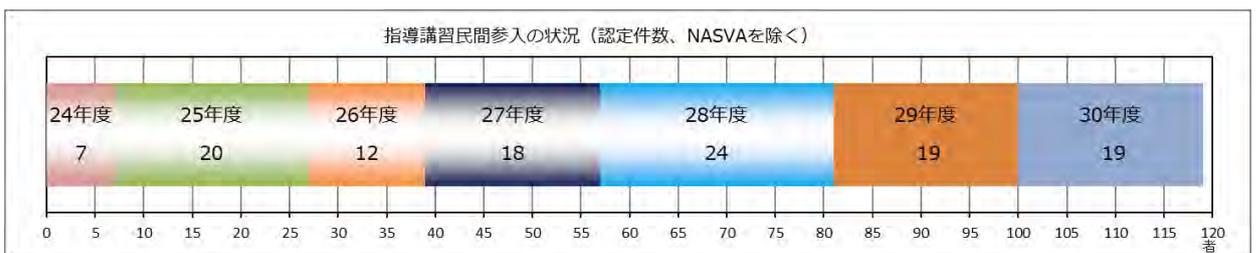
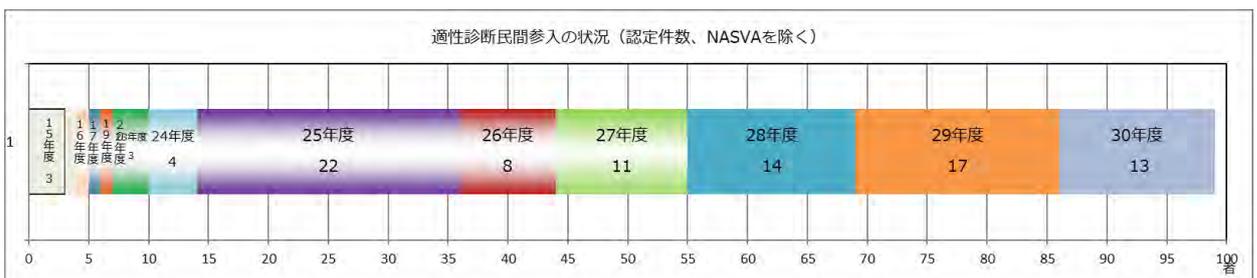
④ 安全指導業務の質の維持

他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成27年度より毎年5月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。平成30年度については、98者、175名が参加し、指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示している。

3) 民間参入の状況

引き続き、民間参入促進のための工程表（ロードマップ）を踏まえ、上記取組等に取り組んだ結果、平成30年度において、指導講習19者、適性診断13者が国土交通省の認定を受けた。

なお、平成30年度末現在における認定団体の総数は、指導講習118者、適性診断98者となっている（いずれもNASVAを除く）。



自己評価とその根拠

新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応する等、認定取得に向けた支援を着実に実施した。

また、他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及びカウンセラー教育・訓練を行うとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネット提供を行った。

以上により、民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援について、年度計画を大きく上回っており、安全指導業務の裾野の拡大に寄与したと判断し、A評価とするものである。

中期目標

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

これらの施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、4.0以上とする。

【指標】

- ・周知・浸透を目的とした安全マネジメント認定セミナー受講者数（前中期目標期間実績：平成26年度から27年度までの平均受講者数 2,628人）
- ・運輸安全マネジメント評価件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数16者）
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数55者）

中期計画

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

③ 安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等において、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用するとともに、関係法令の改正等に依りて、テキストに反映させるなど、適切に情報の提供を行うことにより、自動車運送事業者における安全マネジメントの浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援を実施します。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度（平成30年度）について、4.0以上とします。

評価の視点

自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 安全マネジメント業務に係る取組

安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。

○ 運輸安全マネジメント評価事業

自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているか等、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスを行うNASVA運輸安全マネジメント評価を各所で実施した。

【平成30年度実績】

13事業者



【安マネ評価実施風景】

【安マネ評価アンケート結果】

- ・「運輸安全マネジメント評価を受ける事により、会社の安全に対する意識の向上に繋がった」
- ・「安全管理体制を見直す機会とすることができ、今後の安全施策の取組方や方向性が明確化できた」
- ・「前回の評価を受けた時から改善されている点や、今後進むべき方向性について再確認することができた」
- ・「他社の取組事例の紹介を含めた内容となっており、大変丁寧な説明を受けた」 等

○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

(1) 安全マネジメントコンサルティング

事業者が抱える問題点等を的確に把握するとともに、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行うことで、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを各所で実施した。

【平成30年度実績】

31件（バス25件、ハイタク4件、トラック2件）



【安マネコンサル実施風景】

【安マネコンサルティングアンケート結果】

- ・「運行管理者の意識改革につながった」
- ・「コンサルティングを機に、運転者の班活動が活性化するようになった」 等

(2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、講師派遣を全国で実施した。

【平成30年度実績】

564件



【講師派遣実施風景】

【講師派遣アンケート結果】

- ・「チーム活動をしてみて、今まで以上に安全に話し合いができた。」
- ・「一人一人の意識が高まり、安全運転、安全作業に気をつけるようになったと思う。」
- ・「自分のタイプを知ることができた。また、人それぞれで色々なタイプがいることが分かった。」
- ・「危険の予測の予習・復習ができました。今後の業務に役立てたいと思う。」
- ・「運転者の心理をあらためて考える必要があると思った。自社のドライバーへ伝える課題となった」等

○ 安全マネジメント関係講習会

安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者を対象に「ガイドラインセミナー・リスク管理（基礎）セミナー・内部監査（基礎）セミナー」を開催し、事業経営者に対する情報提供や先進的な取組の普及等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。

(1) ガイドラインセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。

【平成30年度実績】

97回 2,187人

(2) リスク管理（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【平成30年度実績】

73回 1,489人

(3) 内部監査（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【平成30年度実績】

61回 1,146人

○ NASVA安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「NASVA安全マネジメントセミナー」を東京で開催した。

『第13回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：平成30年10月16日（火）

13:00～17:10

会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）

参加者：経営者等 1,088人



○ その他安全マネジメント関連業務

・ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布

リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布を行った。

【平成30年度実績】

KYT-I	119部
KYT-II	139部
KYT-III	167部
KYT-IV	541部
合 計	966部

・貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）の日本バス協会からの業務委託
公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。

【平成30年度実績】

283事業者（前期152事業者、後期131事業者）

2) ISO 39001の管理・運用の取組

平成30年度は、ISO39001に関する審議事項がなかったため、国内審議委員会を開催しなかった。

3) 運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度

運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

【調査概要】

・アンケート調査の回収率等

項目	運輸安全マネジメント評価事業者	コンサルティング実施事業者	ガイドラインセミナー受講者	リスク管理（基礎）セミナー受講者	内部監査（基礎）セミナー受講者
配布数	13	24	2,466	1,432	1,196
回収件数	10	2	2,387	1,396	1,115
回収率	77%	8%	97%	97%	93%

・運輸安全マネジメント評価の評価度

運輸安全マネジメント評価において、4.0以上の評価を得た。

評価度	
総合的な満足度	4.60
評価報告書の記載内容	4.60
情報提供	4.44
評価担当者の課題・問題点の把握、対応力	4.78
評価担当者の講評・助言力	4.89
評価担当者の具体的な説明力	4.56
安全管理体制の改善の機会	4.60

・安全マネジメントコンサルティングの評価度

安全マネジメントコンサルティングにおいて、4.0以上の評価を得た。

評価度	
総合的な満足度	4.50
コンサルティング実施による効果	4.50
安全マネジメントの取組（事故防止活動）の推進参考	4.00
企画・プレゼンテーション	5.00
情報提供	5.00
目標や目的に向けての進め方	5.00
最終報告	5.00
担当者の知識・技術	5.00
担当者の話し方・進め方	5.00
コミュニケーション	4.00
課題・問題点の把握	5.00

・安全マネジメント関係講習会の評価度

各セミナーにおいて、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	ガイドライン セミナー	リスク管理 (基礎)セミ ナー	内部監査(基 礎)セミナー	全体
講師の話し方・進め方	4.53	4.65	4.59	4.59
事故防止に役立つ情報提供	4.66	4.75	4.39	4.60
教材のわかりやすさ	4.50	4.54	4.39	4.48
教材の有用度	4.69	4.74	4.62	4.68
事故防止活動の推進強化	4.84	4.88	4.78	4.83

自己評価とその根拠

NASVAの全国ネットを活用し、運輸安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣の実施、安全マネジメント関係講習会、NASVA安全マネジメントセミナー等の開催について、前年度に引き続き、継続的に取り組んでいる。実施件数については堅調に推移するとともに、特に平成30年度においては講師派遣、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）に係る訪問審査件数が前年度を上回っている。

また、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度についても4.0以上を達成している。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

自動車運送事業者の大多数を占め、かつ、安全管理体制の構築が発展途上であると思料される中小規模事業者を中心に、安全マネジメント関係講習会等の受講を促すとともに、トップセールスや当該講習会等の機会を捉え、運輸安全マネジメント評価等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、運輸安全マネジメントのより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。また、より質の高いサービスが提供できるよう、運輸安全マネジメントに係る最新の知見を付与するなど、要員の育成を図っていく。

中期目標

- ④ 国においては、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施する。

【重要度：高】

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定）に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。

中期計画

- ⑤ 道路運送法改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等が実施されるところであり、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

年度計画

- ⑤ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定）に基づいた道路運送法の改正等により、国が行うこととしている自動車事故の発生の防止のための対策について、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

評価の視点

国が行うこととしている自動車事故の発生の防止のための対策について、機構の安全指導業務等の体制を確保しつつ、対策に応じた業務を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

○ 貸切バス適正化事業に対する支援

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受け、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、その一環として、一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化機関」という。）による、貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導が平成29年8月より実施されることとなった。

貸切バス適正化事業に係る巡回指導実施支援について全国に支所を有するメリットを活用し、13支所において、643件を実施した。また、道路運送法の改正に応じて指導講習テキストに貸切バスに関する制度改正等の内容を掲載した。

【平成30年度実績】

643件

また、貸切バス事業の許可の更新制の導入にあたり「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けること」が義務付けられたことに伴い、こうした貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施に関する業務に対応するため、令和元年度予算において、所要の要員の確保を行うなど体制の整備を行った。さらに、運輸安全マネジメント評価を実施する安全評価員の専門的知見の向上を図るべく、任用に係る研修を見直し、任用基準の厳格化を図り、新たに

設置される安全評価指導員の指導の下、安全評価員候補者の育成を図ることとしたところである。

自己評価とその根拠

貸切バス事業者における安全性の確保について、適正化機関が実施する巡回指導の支援を行うため、支援体制を整備し巡回指導実施支援を行い、平成29年度の実施件数を上回った。また、法令改正等に応じて指導講習の見直しを実施した。さらには、国が今後実施しようとする自動車事故の発生の防止のための対策に対して、適切に実施し、速やかにその体制の整備を図るとともに、必要な人材の確保・育成に向けた対策に取り組んだところである。

以上により、年度計画を大きく上回っていると判断しA評価とするものである。

課題と今後の対応

貸切バス事業者に対する巡回指導支援を行う適正化指導員及び運輸安全マネジメント評価を行うべき安全評価員やその候補者となるべき要員の確保及び育成を行うため、力量の維持・向上を目的とした研修等を実施する。

(2) 療護施設の設置・運営

中期目標

- ① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。

また、療護施設機能一部委託病床（以下、「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。

- ② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営する。
- ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。

【指標】

・療護施設全体の待機期間（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均待機期間 3 ヶ月）

【難易度：高】

入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 以上の取組により治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を 116 人以上とする。

（注）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

（注2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注3）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

（注4）脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び他の委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営します。

- ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。
あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。
- ⑤ 以上の取組により治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却（注5）者数を116人以上とします。
（注5）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。
（注2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
（注3）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学等の研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します
- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ④ 「一貫症例研究型委託病床」（注5）について、急性期から慢性期までの連続した治療と看護、リハビリ等の臨床経過の観察、症例研究を行い、遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図ります。
（注5）「一貫症例研究型委託病床」とは、急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療と看護、リハビリ等の臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな委託病床のことをいう。
- ⑤ 療護センター長等会議等において病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮を図ります。
あわせて、空白地域となっている地方を中心に小規模な委託病床を設置し、受入体制の整備、患者の受入れを開始するとともに、引き続き、国と連携して療護施設全体の今後のあり方を検討します。
- ⑥ 以上の取組により治療効果を高め、平成30年度中の遷延性意識障害からの脱却（注6）者数を24人以上とします。
また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。
さらに、療護施設看護の一環として、療護看護プログラム（注7）を実施して、技術向上を図ります。
（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。
（注7）「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。

評価の視点

- 各療護施設において、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。
- より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。
- 事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。
- 療護施設の空白地域の解消を図る「小規模委託病床」が整備され、患者の受入を開始しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ① 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、MRI・PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かく質の高い治療・看護を行った。
- ② 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を行った。
 - (1) 以下の各医療機器の整備を行った。
 - 千葉療護センター
サイクロトロン薬剤合成装置及び自動尿成分分析装置を平成31年3月15日から稼働させた。
 - 東北療護センター
脳波計を平成30年7月26日から、患者監視装置を平成30年12月10日から稼働させた。
 - 岡山療護センター
臨床検査システムを平成31年3月11日から稼働させた。
 - (2) 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り共同研究を行うと共に、日本意識障害学会等の場において、大学との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を活用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。
各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。
 - (3) 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）※」を用いた治療改善度について分析し、平成31年3月に公表を行った。分析の結果、平成17年6月1日からの13年間に退院した患者並びに平成25年6月1日からの5年間に退院した患者のいずれにおいても、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果が認められた。
平成25年6月1日から平成30年5月31日までの5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示されている。こ

うした結果については、過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

※「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコ）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、NASVA療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、平成17年度より適用を開始したもの。

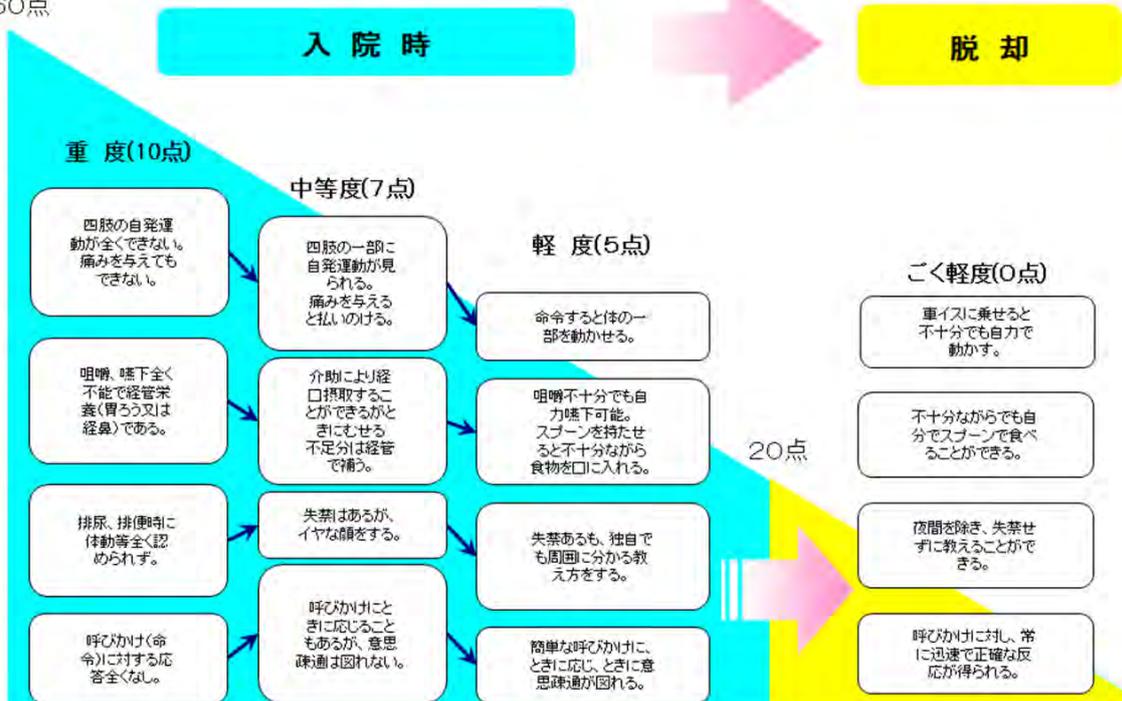
ナスバスコ【遷延性意識障害度評価表】

症 状	現 状				点 数
	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	
1 運動機能	□四肢の自然運動はなし、痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが無目的、疼痛刺激に対し四肢の動きがみられる	□四肢に合目的性のある自発運動がみられる、疼痛刺激を払いのける	□命令に従い体の一部を動かせる	□自力で体位変換が可能、車いすに乗せると不十分でも自分で動かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 □ロツハを飲み込む動作又は咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリンなどの経口摂食の試みが可能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメでも嚥下大略可能で、介助により経口摂取するがときにむせる □経口栄養の不足分は経管で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十分でもよい □全粥、キザミ食を少量介助にて摂取可 □スプーンを持たせると口に運ぶ動作あり、又は不十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でスプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く認められず	□排尿、排便時、多少の体動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔をする。又は体動が多いなどの合図あり	□定期的に排便、排尿をさせることにより、失禁を予防できる □失禁あるも、周囲にわかる(独自の) 教え方をする	□夜間を除き、失禁せず教える
4 認知機能	□開眼しても瞬目反射なし	□開眼し瞬目反射あり □遠視せず、焦点が定まらない	□声をかけた方を直視する □移動するものを追視する、テレビを凝視するが内容を理解していないと思われる	□近視者を判別し、表情の変化がある □気に入った絵などを見て表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動きもない	□発声（うめき声）等あるが発語なし □気切の場合、何らかの口の動きあり	□何らかの発語あるが全く意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な返事がある □気切の場合、呼名に対する口の動きあり	□ときに意味のある発語あり □呼名に返事あり □気切の場合、検査者の口真似をする	□簡単な問いかけに言葉で応じることができる □気切の場合、口の動きが問いかけの内容に合っている
6 口頭命令の理解	□呼びかけ(命令)に対する応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、目の動きなどの何らかの反応あり	□呼びかけにときに応じることがあるが、意思疎通は図れない	□簡単な呼びかけに、ときに応じ、ときに意思疎通が図れる	□呼びかけに対し、常に迅速で正確な反応が得られる

脱却までの推移

○脱却までの推移

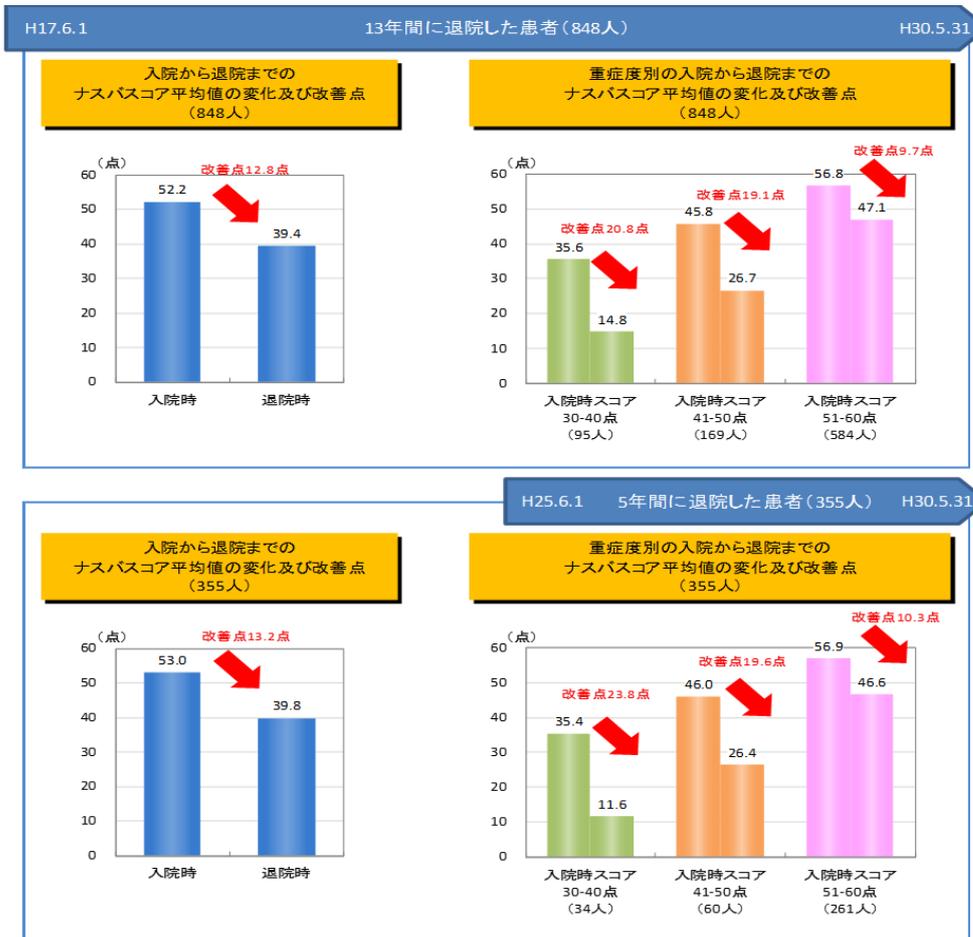
60点



0点

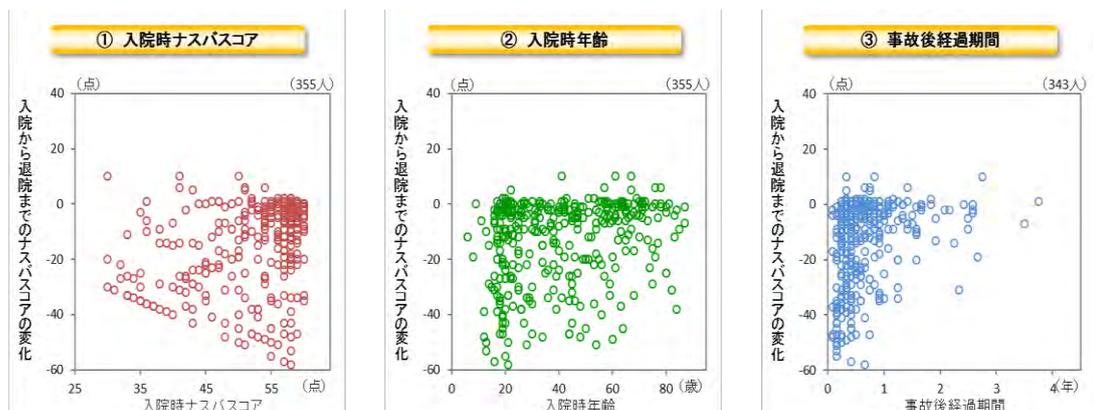
ナスバスコア改善状況（重症度別）

入院時ナスバスコア別のスコア平均の変化（入院から退院まで）



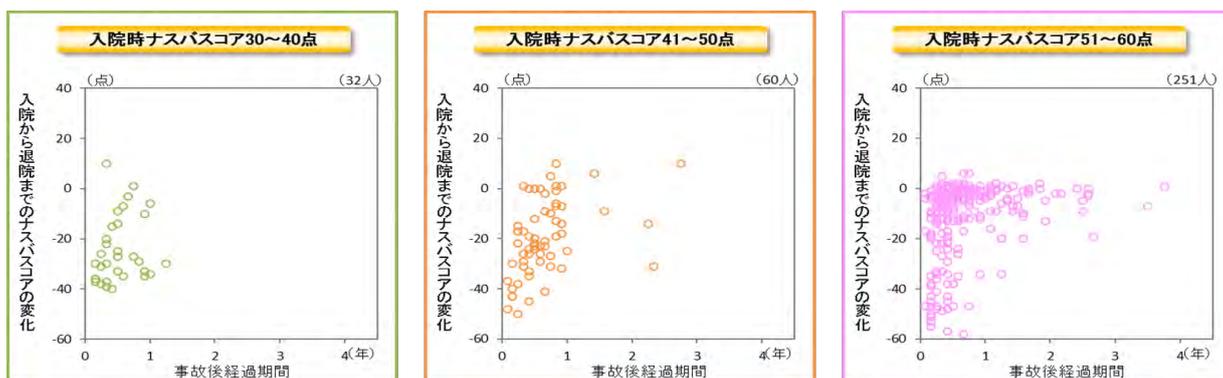
スコアの変化と各種要因との関連（平成25年6月1日から平成30年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くて改善している患者がいること」「入院時年齢が若いほど改善が良好であること」「入院時事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」が示されている。



スコアの変化と入院時事故後経過期間との関連（平成25年6月1日から平成30年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を見ると、「いずれのグループにおいても、入院時事故後経過期間が短い場合には改善が良い」「入院時ナスバスコアが高くても、事故後経過期間が短い場合には改善している患者がいること」などが示されている。



- ③ 療護施設機能一部委託病床では、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者連絡会議、11月に療護センター長等会議、平成31年1月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を行い、病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施した。
- ④ 平成30年1月から「一貫症例研究型委託病床」の患者の受け入れを開始した藤田医科大学病院において、適切な治療・看護等により脱却者を出す等遷延性意識障害者の早期の改善を図ったとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図った。
- ⑤ 待機期間の短縮を図るため、各療護施設における入院に係る事前調査の実態把握調査を行い、事前調査のあり方等の検討を行った。また、療護施設全体の今後のあり方について検討を行い、療護施設の空白地域となっている地域に設置を想定する「小規模委託病床」について、金沢脳神経外科病院に委託し、平成31年1月から入院患者の受け入れを開始したと共に、更なる空白地域の解消を図るため、来年度の公募に向けて検討を行った。
- ⑥ 療護施設においては、上記①～④により治療効果を高めた結果、平成30年度の遷延性意識障害者からの脱却者数は、25人となった。

また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から各療護施設において療護施設看護の一環として実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心として、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。

自己評価とその根拠

療護施設における従来からのワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、待機期間のできる限りの短縮にも努めた。

また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」について、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取り組みが行われているほか、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。

さらに、療護施設の空白地域の解消を図るため、日本海側で初となる「小規模委託病床」を設置し、平成31年1月から患者の受入を開始するとともに、更なる空白地域の解消を図るため、来年度設置・運営を予定している新たな「小規模委託病床」の公募に向けて検討を行っている。

こうした療護施設におけるきめ細かく質の高い治療・看護等が提供されたこと等により脱却した患者（遷延性意識障害から運動・認知機能等を顕著に回復させ、療護施設を退院した患者）は年度計画を上回る25名であったことに加え、脱却状態と認められるものの転院先病院の調整や自宅介護のための自宅改修中等の患者家族の事情により未だ療護施設に入院中の患者（潜在的な脱却者）も12名であったこと等を総合的に判断した結果、年度計画を大きく上回ると判断しA評価とするものである。

課題と今後の対応

待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合等外部要因に強く影響を受けるものであるが、個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けた検討を行うとともに、引き続き療護施設の今後のあり方についても検討を行う。また、平成31年1月に患者の受入を開始した「小規模委託病床」について、適切に治療看護等を実施できるよう助言・指導等を行う。

中期目標

- ⑤ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

中期計画

- ⑥ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注6）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。
- また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。
- （注6）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画

- ⑦ 療護施設で得られた知見・成果について、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院（注8）において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。
- （注8）「連携大学院」とは、大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つをいう。
- ⑧ 療護施設において、主管支所及び支所と連携し、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助やメディカルソーシャルワーカー（注9）による転院先情報の提供を図り、在宅介護に向けた支援等を行うほか、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。
- （注9）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。
- ⑨ 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。

評価の視点

- 学会の研究発表等を通じ、他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。
- 療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め、在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

⑦ 7月20日～21日に大阪市で開催された第27回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、27件の発表を行った(千葉療護センター2件、東北療護センター5件、岡山療護センター4件、中部療護センター11件(うち2件は連携大学院との共同研究)、中村記念病院3件、藤田医科大学病院2件)。また、10月10～13日に仙台市で開催された日本脳神経外科学会第77回学術総会での、7件(千葉療護センター2件、中部療護センター4件、藤田医科大学病院1件)の発表を含め、平成30年度で計73件の発表を行った。

短期入院協力病院の看護師等への研修として、千葉療護センターにおいて9病院14人、東北療護センターにおいて3病院5人、岡山療護センターにおいて13病院1施設22人、中部療護センターにおいて5病院10人、合計30病院1施設51人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none">・短期入院の流れ、入退院の方法・1日の患者プログラム・看護計画、看護記録の作成方法・看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none">・口腔ケア、清潔ケアの仕方・食事、排泄、体位変換の仕方、検温等・介護器具、補助具等の使い方・入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none">・在宅介護者へのアドバイス・負担の軽減方法、医療者との連携など・家族ニーズの把握

中部療護センターに開設した「連携大学院※」については、開設された平成21年度以降合計7人が入学し、平成30年度までに3人が修了。平成30年7月に開催された第27回日本意識障害学会等において、研究成果の発表を行った。

※ 中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

⑧ 各療護施設において、転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供、相談等メディカルソーシャルワーカーが11,741件(対前年比2.1%増)に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施した。

また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報について、患者家族に対して提供を行った。

さらに、NASVAホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を引き続き掲載し、情報提供を積極的に行った。

⑨ 療護センターにおける短期入院については、千葉療護センター及び東北療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載する等、利用者利便に配慮した積極的な受入を図った。

自己評価とその根拠

療護施設で得られた知見・成果について、療護センターのみならず一部委託病床による研究発表や連携大学院との共同での研究発表など年度計画を大きく上回る研究発表を行うとともに、引き続き短期入院協力病院等の看護師等への研修を行うなど、積極的に他の医療機関等への普及促進を図っているほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも積極的に取り組んでおり、年度計画を大きく上回っているものと判断しA評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進及び在宅介護者等への支援を積極的に行う。

(3) 介護料の支給等

中期目標

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までに平成 28 年度末全体職員の 18%以上とする。

【難易度：高】

介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下、「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年 1 回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成 32 年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。

【指標】

- ・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均回収率 58.2%）

中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。

あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成 28

年度末全職員の18%以上とします。

- ② 国と連携しつつ、介護料受給者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。
また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。
- ④ 相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。
また、介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。
さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。
- ⑤ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。

年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。
また、介護料受給者及びその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合を65%以上とします。また、新規認定者に対する訪問支援を100%実施します。
あわせて、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援を効果的に実施するとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。
さらに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、コーディネーター養成研修の修了者（平成30年度）を平成28年度末全職員数の15%以上とします。
- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。
さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施します。
加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。
- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への参画等の協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。

なお、受給者等との交流会を全支所年1回以上開催します。

加えて、上記活動を通じ、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 主管支所の在宅介護相談窓口によって、受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に受給者等に連絡し安否の確認を行います。

また、介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページ等を活用し効果的に提供します。

さらに、受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成30年度）について、4.39以上とします。

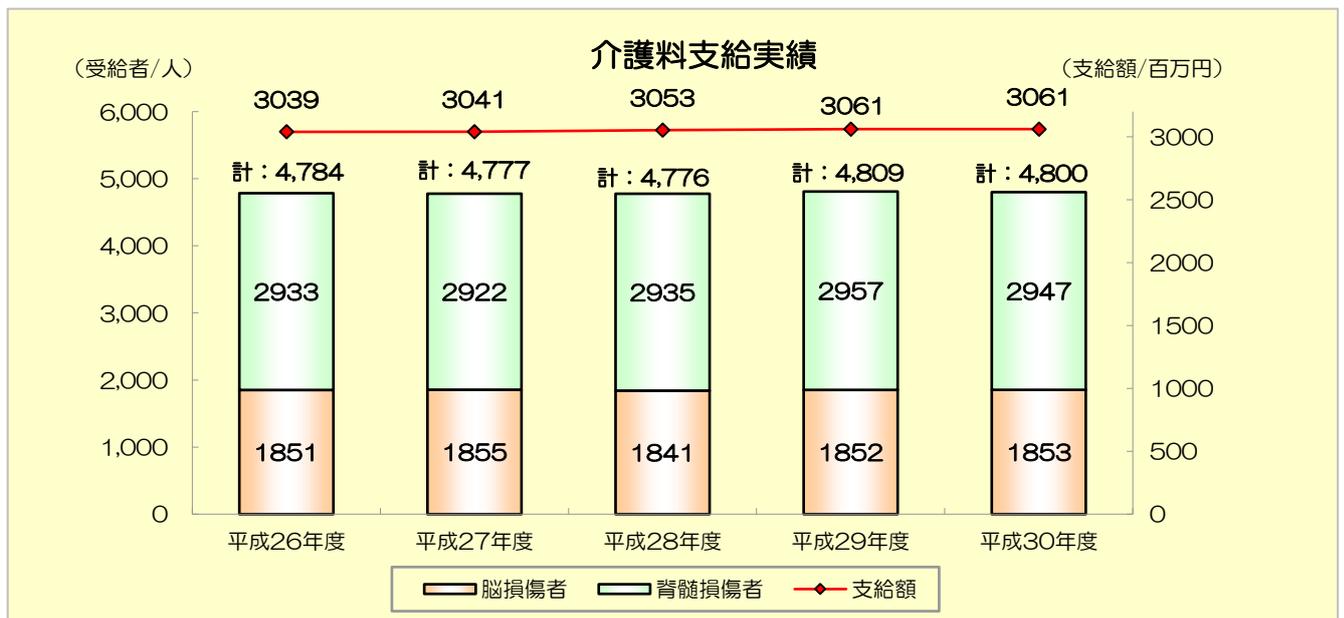
評価の視点

重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 介護料の支給

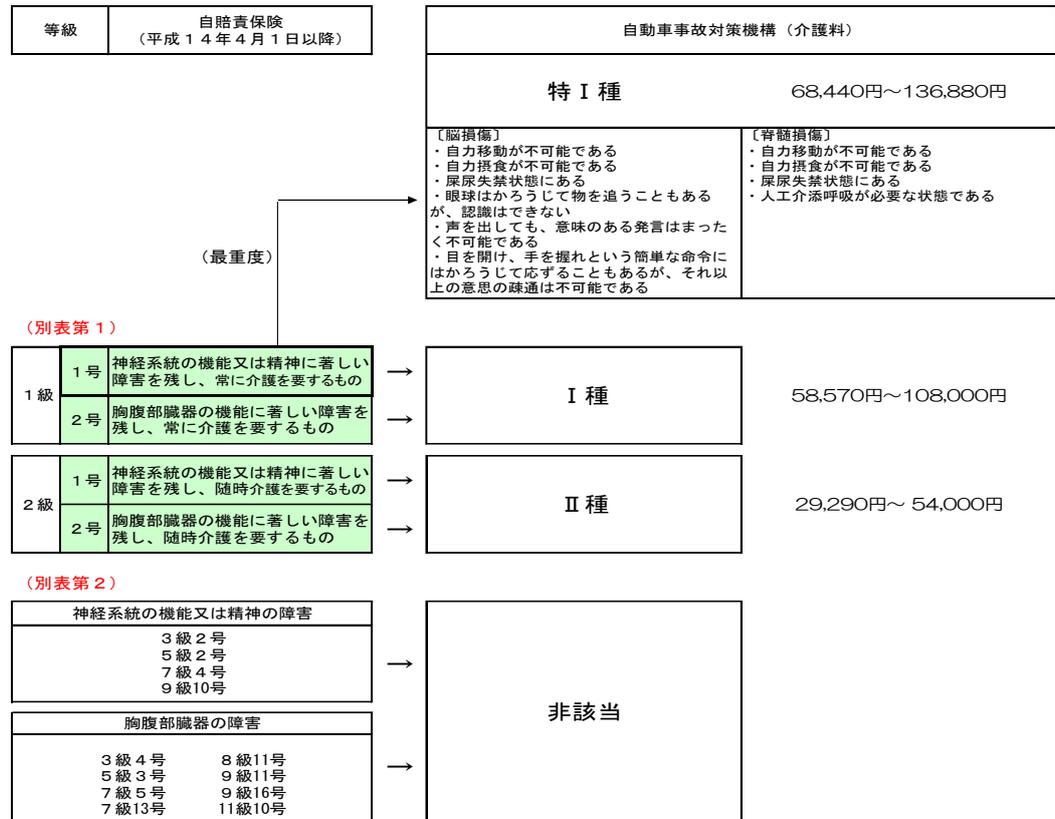
障害の程度、介護の状況等に応じ4,800人に対し、介護料30億6,100万円を支給した。



介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」と認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

自賠責保険とNASVA介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

2) 訪問支援の充実・強化

受給者の自宅等を訪問し、介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者等の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行う訪問支援の充実・強化を図った。

具体的には、昨年度に引き続き、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、訪問支援システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用し、受給者等への情報発信を充実させ、平成30年度には同年度の新規認定者148人全員を含む3,289人に対して訪問支援を実施し、平成29年度末の介護料受給資格者数（4,650人）に対する割合については70.7%であった（昨年度に引き続き、全ての支所において65%以上の訪問支援を実施した。）。

また、訪問支援の結果については、療護施設、協力病院等や被害者団体等との意見交換の場においても活用し、より効果的な訪問支援の推進を図った。

【訪問後の受給者等の感想】

- ・訪問をしてもらえることにより、繋がっているんだな、気にかけてくれているんだな・・・と感じられてうれしい。受給者のことを理解してもらえている人に話ができることが、精神的にとっても助けになっている。話を聞いてもらえることがとてもうれしい。
- ・顔を合わせて話をすることで、分からないことも聞きやすいし理解しやすい。毎年でも来てもらってかまわない。
- ・毎年来てくれるのはありがたい。愚痴を聞いてもらえるだけでも気持ちが軽くなる。



3) コーディネーター（被害者支援専門員）の養成

被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するため、脳損傷や脊髄損傷による後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護センターにおいて5日間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修を実施した。これによりコーディネーター養成研修の修了者は平成28年度末全職員数の16.8%に達した。

【コーディネーター養成研修の開催実績】

- ・座学：平成30年10月4日～10月5日（本部） 11人
- ・実技：平成30年11月5日～11月9日（千葉療護） 8人

全国9主管支所にコーディネーターを1名ずつ（東京・名古屋・大阪は2名）を配置している。コーディネーターは、研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援実施数及び訪問支援への満足度の向上にも貢献している。



〔コーディネーター研修の様子〕

4) 短期入院・入所費用の助成

受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所の利用を促進するため、1,521 人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として約 8,816 万円の費用を助成した。



5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進

協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA 本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会（協力病院等意見交換会）を各主管支所の主催により開催し、情報共有と事例検討による利用促進に向けた協議を行った。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者等の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等を把握し、得た詳細情報を、訪問支援等の際に受給者等に案内するとともに、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等と協力病院等に対する利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実施することで、協力病院等の利用促進を図った。

さらに、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVA で構成する被害者救済対策に係る意見交換会（国土交通省主催）において、受給者等のニーズを踏まえた協力病院等の利用促進、必要な人に必要な情報が行き届く効果的な制度の周知方法等について検討を行った。

【協力病院等意見交換会での主な報告・意見等】

（協力病院等からの報告）

- ・受入後の事例を今回多く聞かせていただいたので、病院に周知して受入体制を構築していきたい。
- ・他の病院の受入実績の話を知ると、同じ方が複数回利用されているケースが多いことから、当院でもスポット的な利用にならず定期的に利用していただけるような形態を取ればよいと感じた。

（協力病院等からの意見等）

- ・NASVAを知らない人が多い。NASVAを知ってもらう事が先決ではないか。国土交通省とNASVAのクレジットが入った周知文書も効果的である。

(被害者団体からの意見等)

- ・短期入院の利用促進について、病院・施設・NASVAの熱心な取組に、家族として安心し心強く思った。
- ・施設では夜間の看護師がいないところが多い。研修を受けて、喀痰吸引のできる職員を増やしてほしい。
- ・在宅で行っているリハビリテーションを行ってもらえないため短期入院を躊躇する家族も多い。ぜひ、短期入院中にもリハビリテーションを積極的に行って欲しい。



〔協力病院等意見交換会の様子〕

6) 受給者等の交流会の開催等

同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流の場を設けて、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国 47 支所で延べ 49 回開催した。

(平成 30 年 9 月に北海道地域合同(札幌主管支所+3 支所)交流会を予定していたが、9 月 6 日に北海道胆振(いぶり)東部地震の影響により中止となった。後日、それぞれの支所において開催を企画し札幌主管支所では開催できたが、3 支所においては参加予定者が体調不良でキャンセルしたこと等により中止となった。このため、全 50 支所での開催は出来なかった。)

また、交流会の場において、療護施設、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て災害対策キットの講習会や成年後見制度に関する勉強会等を開催したり、介護用品の紹介や、療護施設・協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供を行った。

【交流会に出席した受給者等の感想】

- ・横のつながりがなかなかないので、知り合いを増やしていきたい。
- ・いろいろ有意義な話が聞けたので、今後もあれば参加したい。
- ・他の方の違った視点からの話も聞けるし、いろいろな発見があって良かった。



〔交流会の様子〕

7) 介護に関する相談支援等の実施

主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員によって、療護施設等と連携し、990件の相談に対応し、介護に関する知識・技術等を提供した。そのなかで、主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問合せ」、「在宅サービス」に関するものだった。

また、災害時安否確認のために受給者等の緊急連絡先を把握するとともに、災害発生時に被災地域の受給者に対し、安否確認を実施した。

さらに、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を行うとともに、国土交通省と連携し、NASVAホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供した。

【安否確認の実施】

- ・平成30年4月の鳥取県西部の地震に関し、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。
- ・平成30年5月の長野県北部の地震に関し、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。
- ・平成30年6月の群馬県南部の地震に関し、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。
- ・平成30年6月の大阪府北部の地震に関し、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。
- ・平成30年7月の西日本豪雨に関し、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。
- ・平成30年9月の北海道胆振東部地震に関し、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。
- ・平成31年1月の熊本県北部の地震に関し、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。

8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.39を上回る4.45の評価を得た。

アンケート調査では、以下の項目について調査し、一番高い評価が得られた「在宅介護相談員による電話相談等の対応内容」の項目については、「親切・丁寧でわかりやすい対応であった」という声を多く頂いた。

【調査項目】

- ・在宅介護相談員による電話相談等の対応内容（4.50）
- ・訪問支援を受けたときの対応（4.46）
- ・機関誌「ほほえみ」の紙面の分かりやすさ（4.46）
- ・介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.37）

【調査の概要】

- ・調査期間：平成31年2月
- ・調査対象：平成30年12月末現在の介護料受給者の家族
- ・調査数：4,655世帯
- ・回収数：2,494件（53.6%）

自己評価とその根拠

介護料の適切な支給を行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、訪問支援システムを活用した業務の効率化等により、昨年度に引き続き、全ての支所で目標を上回る訪問支援を実施したほか、短期入院等の利用促進や交流会実施等についても確実に取り組んでいる。

また、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提供をはじめ、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施する。

また、介護料受給者の交流会については、全支所において受給者等の都合や気候面等にも配慮しながら開催を企画する

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付

中期目標

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士との交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。

【指標】

- ・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度の平均回収率38.0%）

中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同士との交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。
- ② 貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。

年度計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。
また、子供を主体とした自然教室等による友の会の集い及び家族同士や保護者のための交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。
- ② 貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成30年度）について、4.61以上とします。

評価の視点

精神的支援が効果的に実施されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 交通遺児等101人に対し、2,300万円の無利子貸付を実施した。
- 2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。
(友の会の集い)
 - ・被害者家族同士との交流の場として「友の会の集い」を実施。50支所において761人が参加した。
 - ・保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ120回実施した。
 - ・親と離れ自然にふれ合う環境において集団生活を経験することで、自立心の向上や仲間と協力する大切さを学ぶ「子どものみの集い」を2主管支所で実施した。
(友の会コンテスト)
 - ・平成30年度は「絵画コンテスト」を実施。応募総数343作品の中から85作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所等において表彰式を開催した。

(企業等による支援)

- ・企業・団体からの招待により、企業等の主催のイベント等に友の会会員 501 人が参加した。

3) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者(学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等)による意見交換会において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組を実施。(警察庁主催)

- ・「自助グループ運営・連絡会議」(平成 30 年 11 月 1・2 日:東京都)に参加し、貸付制度等について周知を行った。
- ・「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」(平成 30 年 12 月 4 日:宮城県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。
- ・「各種相談窓口等意見交換会」(平成 30 年 9 月 28 日:三重県及び平成 30 年 10 月 10 日:岡山県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。
- ・「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」(平成 30 年 10 月 25 日:埼玉県及び平成 30 年 11 月 14 日:滋賀県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。

4) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

交通遺児友の会会員に対するアンケート調査(5段階評価)の結果、目標値の 4.61 以上を上回る 4.70 の評価を得た。

【調査の概要】

- ・調査期間:平成 31 年 2 月
- ・調査対象:交通遺児友の会会員世帯(1,000 世帯)
- ・回収数:312 通(回収率:31.2%)

[NASVA 主催による各種行事]



[友の会の集い]



[保護者交流会]



[子どものみの集い(自然教室)]





[平成 30 年度 友の会絵画コンテスト：【最優秀賞作品】：『カマキリとぼく』]

[各企業等の協力を得て実施した各種行事]



[コスモ石油主催の「わくわく探検隊」]



[(株) マイナビ主催の「マイナビオールスターゲーム」(プロ野球)]



[(公財) 日本プロサッカーリーグ主催の「フジゼロックススーパーカップ」(サッカー)]

自己評価とその根拠

友の会の集い、保護者交流会、友の会コンテストなどNASVAならではの精神的支援を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、友の会の集いや保護者交流会などを効果的に実施し、交通遺児等への精神的支援を強化する。

また、利用者等のニーズの把握に努め、引き続きその支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討する。

中期目標

- ④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。

中期計画

- ④ 早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。
また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。
- ⑤ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

年度計画

- ④ 平成29年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標（債務者折衝率）を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施し、債権管理・回収の一層の強化を行います。
また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。
- ⑤ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

評価の視点

貸付債権の適正な管理を行い、回収率90%以上を確保するために各主管支所や貸付利用者へ周知徹底を行っているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 債権回収率：92.3%

回収予定額（A）※1	回収額（B）※2	回収率（B÷A）
278 億円	256.3 億円	92.3%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額（請求総額）

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

- 債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、債権分類に基づき目標折衝率を定め、早期折衝を行った。また、早期折衝をするように各主管支所へ被害者援護業務実施基準等を作成し周知を図った。

	要折衝債務者数※1	実施債務者数	折衝率※2
一般債権	255 人	256 人	100.4%
貸倒懸念債権	4,849 人	3,618 人	74.6%

※1 要折衝債務者数は各債権分類の債権で、返還の滞納により未納額が計上されている債権。

※2 一般債権は80%以上、貸倒懸念債権は60%以上と目標を設定している。

- ・貸付利用者が20歳に達したときに返還義務を周知するため返還総額等を通知した。

(別紙2)

通知例 (猶予中の者用)

自対機□□□第□号
平成□□年□月□日

〇〇 〇〇 様

独立行政法人自動車事故対策機構
〇〇支所長

〇〇 〇〇様へ貸付した交通遺児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了前の児童へ生活資金を貸付(無利子貸付)し、義務教育終了後(上級学校進学者は同校を卒業後)20年間で返還して頂く交通遺児等生活資金貸付を実施しております。

当機構は、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月までの間、親権者であった〇〇 〇〇様からの申込を受け、〇〇 〇〇様に対し、総額〇〇〇〇〇〇円の交通遺児等生活資金貸付を行いました。

〇〇 〇〇様の交通遺児等生活資金貸付金の返還については、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月まで月額〇〇〇〇円となっております。(高等学校進学中の平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月までは返還猶予期間となっております。)

この貸付金につきましては、既に承知されていることと思いますが、〇〇 〇〇様が成年に達しましたので、改めてご連絡させていただきました。

返還いただいた交通遺児等生活資金貸付金は、再び他の交通遺児等の生活を支えるための貸付にあてられることになっておりますので、卒業後本貸付金の返還を行っていただけますよう、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、本件に關しまして、不明な点がございましたら、〇〇 〇〇様に確認して頂くとともに、直接、下記連絡先までお尋ねください。

また、返還等に関してお困りの場合は、お早めにご相談ください。

記

支所連絡先
機構や国交省HPのURL等

[20歳の返還通知書(返還猶予者向け)]

(別紙1)

通知例 (既に返還を開始している者用)

自対機□□□第□号
平成□□年□月□日

〇〇 〇〇 様

独立行政法人自動車事故対策機構
〇〇支所長

〇〇 〇〇様へ貸付した交通遺児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了前の児童へ生活資金を貸付(無利子貸付)し、義務教育終了後(上級学校進学者は同校を卒業後)20年間で返還して頂く交通遺児等生活資金貸付を実施しております。

当機構は、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月までの間、親権者であった〇〇 〇〇様からの申込を受け、〇〇 〇〇様に対し、総額〇〇〇〇〇〇円の交通遺児等生活資金貸付を行いました。

〇〇 〇〇様の交通遺児等生活資金貸付金の返還については、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月まで月額〇〇〇〇円となっており、既に〇〇〇〇円のご返還(〇月〇日現在)をいただいております。

この貸付金につきましては、既に承知されていることと思いますが、〇〇 〇〇様が成年に達しましたので、改めてご連絡させていただきました。

返還いただいた交通遺児等生活資金貸付金は、再び他の交通遺児等の生活を支えるための貸付にあてられることになっておりますので、引き続き、当該貸付金の返還を行っていただけますよう、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、本件に關しまして、不明な点がございましたら、〇〇 〇〇様に確認して頂くとともに、直接、下記連絡先までお尋ねください。

また、返還等に関してお困りの場合は、お早めにご相談ください。

記

支所連絡先
機構や国交省HPのURL等

[20歳の返還通知書(すでに返還を開始している者向け)]

自己評価とその根拠

債権管理規程に基づき、適正に管理が行われたこと、各主管支所による早期の折衝が行われたことなど、債権管理・回収の一層の強化に取り組んでいることから、年度計画は十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討する。

(5) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動

中期目標

療護施設の周知徹底をはじめ、自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

あわせて、不知によりサービスが享受できないことがないよう HP やパンフレット、地方自治体等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行う。

【指標】

- ・ホットラインの相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度まで平均相談件数 3,117 件）
- ・在宅介護相談窓口における相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均相談件数 1,960 件）
- ・各支所の管轄する地域の病院、警察署、地方自治体、学校等に対する広報活動件数

中期計画

- ① 自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。

年度計画

- ① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。
また、地方公共団体、病院等に情報案内サービスの周知を行うほか、他の機関の主催する会議等に積極的に参加し、機構の各種援護制度の周知に努めます。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。

評価の視点

- ・被害者等のニーズに応じた相談対応がなされているか。
- ・広報活動において病院等にどれだけ周知が出来たか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) ホットラインの利用向上のため、以下の取組を実施した結果、ホットラインの受付件数 1,669 件、相談窓口紹介先件数は 2,222 件となった。

- ホットラインのロゴをあしらったチラシ等を作成し、「ナスバギャラリー IN 東京」、「交通安全アクション 2018」等の集客イベントの場のほか、政府主催の各シンポジウム等にて配布した。



[チラシ (表)]



[チラシ (裏)]

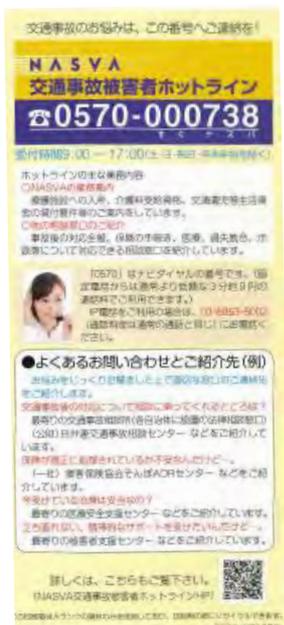


[マグネットシール]

- 「被害者支援制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載するなどして、全国に支所を有する体制を活用し、各現場を通じて各関係機関に対し周知を行った。



[リーフレット (表紙)]



[ホットライン掲載ページ]

- 情報案内サービスに従事する者(オペレーター)が的確に情報提供ができるようにNASVAの被害者支援制度や他の制度の講義を行った。

2) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

- 各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設と連携して 990 件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施した。

主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関するお問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」等

3) 被害者援護に係る情報発信

- 機関誌「ほほえみ」を年 4 回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事として、新たに短期入院の協力病院の指定となった病院の紹介や自然災害等に備える防災情報の紹介等、受給者から要望のあった有益な記事を掲載した。
- 国土交通省と連携し、NASVA ホームページ内に介護者なき後（親なき後）問題に関する情報を引き続き掲載した。

4) 日本損害保険協会等を通じた周知活動

- 昨年度に引き続き、日本損害保険協会及び全国共済農業協同組合連合会に対し、NASVA の被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施し、被害者援護業務のリーフレット等の配布の協力を得た。

5) 日本福祉用具供給協会を通じた周知活動

- 介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である日本福祉用具供給協会の協力により、平成 30 年 10 月 10 日～12 日に東京で開催された国際福祉機器展における同協会のブース内に、NASVA の被害者援護業務の周知を図るためパンフレットを設置した。

6) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組を実施。（警察庁主催）

- 「自助グループ運営・連絡会議」（平成 30 年 11 月 1・2 日：東京都）に参加し、貸付制度等について周知を行った。
- 「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（平成 30 年 12 月 4 日：宮城県）に参加し、貸付制度等について周知を行った。
- 「各種相談窓口等意見交換会」（平成 30 年 9 月 28 日：三重県及び平成 30 年 10 月 10 日：岡山県）に参加し、貸付制度等について周知を行った。
- 「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」（平成 30 年 10 月 25 日：埼玉県及び平成 30 年 11 月 14 日：滋賀県）に参加し、貸付制度等について周知を行った。

自己評価とその根拠

交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題を始めとする必要な情報の提供も継続して行っているなど、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、交通事故被害者等に対する相談支援の充実、各種情報の発信を積極的に行う。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

中期目標

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下、「ロードマップ」という）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行う。
- ② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

【重要度：高】

高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成28年11月15日）における総理指示を踏まえ、先進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整えていく必要があるため。

- ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。

【難易度：高】

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

中期計画

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、車線維持支援装置、夜間における歩行者に対する被害軽減ブレーキ、高機能走行用前照灯、ペダル踏み間違いによる誤発進抑制装置などの評価方法の策定のための検討を行うとともに、衝突安全性能評価をより効果的なものとするための検討を行います。
また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。

年度計画

- ① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
ア 平成31年度から実施予定の歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」の夜間性能（街灯なし条件）の評価のための検討を行います。

- イ 平成 32 年度に実施予定の予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等を統合した総合評価の検討を開始します。
- ウ 平成 32 年度以降に導入が見込まれる事故自動通報システム（ACN）の試験による評価のための調査を開始します。
- エ 平成 32 年度以降に実施予定の自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の評価のための検討を開始します。
- オ 自動車アセスメントをより効率的かつ効果的なものとするため、自動車等の安全性能評価の追加・変更等について調査・研究による検討を行います。
- ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（平成30年度）を80%以上となるようにします。

評価の視点

- ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。
- ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。
- ・自動車アセスメントのロードマップに基づく取組を行っているか。
- ・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。
- ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80%以上になっているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 自動車アセスメントについて、衝突安全性能評価11車種、予防安全性能評価21車種、チャイルドシート安全性能評価4製品について試験を行い、評価を実施し、ユーザーがより安全な車を選択できるようにした。

自動車アセスメントにおける 衝突安全性能評価等の試験・評価内容

自動車アセスメントでは、次のような試験を実施し、その試験結果をもとに評価を行っています。
乗員及び歩行者の保護性能の向上を期し、2011年度より乗員保護性能に歩行者保護性能を加えた衝突安全性能評価を行い、その結果を1台から5台までの範囲により公表しています。

1 乗員保護性能評価

(1) フルラップ前面衝突試験

乗員席と助手席にダミーを乗せた試験車を、時速55kmでコンクリート製の障壁（バリヤ）に正面衝突させます。そのときダミーの頭部、胸部等に受けた衝撃や室内の変形をもとに、乗員保護性能の度合いを評価します。

この試験は同じ乗員席が正面衝突したことを検知しています。



(3) 側面衝突試験

乗員席にダミーを乗せた試験車の乗員席側に、質量1,300kgの台車を時速55kmで衝突させます。そのときダミーの頭部、胸部等に受けた衝撃をもとに、乗員保護性能の度合いを評価します。

この試験は1,300kgの重量が車の側面に衝突したことを検知しています。



(2) オフセット前面衝突試験

乗員席と後部座席にダミーを乗せた試験車を、時速64kmでアルミニウム製の障壁の一部（オーバーラップ率40%）を前面衝突させます。そのときダミーの頭部、胸部等に受けた衝撃や室内の変形をもとに、乗員保護性能の度合いを評価します。

この試験は衝突を避けようとして車の半分が障壁に衝突したことを検知しています。



(4) 感震保護性能評価試験

ハイブリッド自動車等の衝突試験法の「感震保護性能評価」について評価します。これは衝突後に乗員や乗客が乗員座席部分に接触して感震しないことを評価するものです。

この試験は乗員座席部分に接触したことを検知しています。



(5) 後面衝突強靭性試験

後面衝突を再現できる試験機を用いて、衝突させた際の衝撃（衝突10秒）をダミーを乗せた乗員席または後部座席に受けます。そのときの衝撃が乗員座席部分に、乗員保護性能を評価します。

この試験は停車中の車に時速約30kmで後面から車が衝突した（座席が前に時速20kmで乗客に動く）際の衝撃を再現しています。



2 歩行者保護性能評価

(1) 頭部保護性能試験

人の頭部を模擬したダミー（頭部インパクト）を衝撃装置により試験車のボンネットに向けて時速40km（自動車の場合時速50km相当）で発射させ、ボンネットにおける衝撃の衝撃度を計測して、頭部の衝撃の程度を5段階で評価しています。

この試験は歩行者が車に衝突し、歩行者の頭部がボンネットやフロントガラスに衝突したことを検知しています。

なお、2015年度までは、時速35km（自動車の場合時速44km相当）で実施しています。



(2) 脚部保護性能試験

大人の男性の脚部を模擬したダミー（脚部インパクト）を衝撃装置により試験車のバンパーに向けて時速40kmで発射させ、バンパーにおける脚部の衝撃度を計測して、脚部の衝撃の程度を5段階で評価しています。

この試験は歩行者が車に衝突し、歩行者の脚部がバンパー等に衝突したことを検知しています。

なお、2015年度までは、脚部の衝撃の程度を4段階で評価しています。



3 シートベルトの着用警報装置

シートベルトの着用警報装置は、運転者以外の乗員のシートベルトの着用を促すことでシートベルトの着用率の向上を図るものです。

試験では、当該装置の作動要件（乗客の検知、タイミング及び表示位置等）を確認しています。



4 その他の評価（2017年度まで実施）

(1) 後席シートベルト使用性評価試験

衝突事故の際にも有効な乗員保護装置であるシートベルトのうち後席シートベルト（後部座席の乗客用）について、誰でも容易に装着できるように、シートベルトのアクセス性や使用性の4項目によって評価しています。



※2018年度は後席シートベルト使用性評価試験を実施していません。

衝突安全性能評価の内容



予防安全性能評価の内容

2) 安全性能評価結果

- 衝突安全性能評価においては、最高評価であるファイブスター賞を8車種が獲得し、また、平成30年度からは、評価方法を208点満点方式から100点満点方式に変更したが、ファイブスター賞の平均評価得点としては約89点であり、依然として高いレベルが維持された。

ファイブスター賞受賞車両

ブランド名	受賞車種
トヨタ	カムリ、クラウン、カローラ スポーツ
三菱	エクリプス クロス
スズキ	クロスビー、ジムニー
ホンダ	オデッセイ、CR-V
スバル	フォレスター

ファイブスター賞の平均評価得点推移

年度	5★賞 平均評価 得点	最高評価得点 (車種)	5★賞 受賞車種数
平成23年度	176.8	179.6 (レクサス: CT200h)	3車種
平成24年度	180.4	184.6 (三菱: アウトランダー)	6車種
平成25年度	181.4	189.7 (トヨタ: クラウン)	7車種
平成26年度	182.1	188.8 (スバル: レガシィ)	10車種
平成27年度	180.9	188.2 (マツダ: CX-3)	5車種
平成28年度	182.3	199.7 (スバル: インプレッサ)	6車種
平成29年度	183.7	193.9 (マツダ: CX-8)	9車種
平成30年度	88.9	96.5 (スバル: フォレスター、 トヨタ: クラウン)	8車種

- 予防安全性能評価においては、平均評価得点数が増加した。

予防安全性能評価の平均評価得点推移

年度	平均評価得点	試験車種数
平成26年度	20.5	37車種
平成27年度	36.8	43車種
平成28年度	61.4	22車種
平成29年度	65.7	20車種
平成30年度	102.4	21車種

- 以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。

3) 充実のための取組・情報共有

- 歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」の夜間性能（街灯なし条件）の評価のための検討を行い、試験方法を策定した。
- 予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等を統合した総合評価の検討を開始した。
- 国が基準を導入し、事故自動通報システム（ACN）の試験による評価を行う必要が無くなったことから調査は行わなかった。
- 自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の評価のための調査を開始した。
- 平成30年6月7日 Global NCAP議長が来訪し、意見交換により情報共有を行った。
- 平成30年9月26～28日 インドで開催された、ANCAP（オーストラリア・ニュージールランド）、ASEAN NCAP（アセアン）、C-NCAP（中華人民共和国）、Euro NCAP（欧州）、IIHS（米国）、Latin NCAP（南米）が参加するGlobal NCAP世界会議に参加し、各々がアセスメントに関するプレゼンを行い、情報共有を行った。



Global NCAP世界会議

- 4) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、衝突安全性能は87.2%、予防安全性能は79.1%となり、総合的には約83.1%となった。

自己評価とその根拠

- 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組み、衝突安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移している。
- 予防安全性能評価においては、試験項目増に伴い、評価平均点の増加により、事故低減効果が見られた等、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が表れている。
- 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は達成した。
以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

- 自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。
- 衝突安全性能評価と予防安全性能評価を統合した総合安全性能評価について、既に目標が達成された対象項目の整理も含めて評価方法を策定する。
- 予防安全技術の一層の充実に向け、対自転車AEBS試験の導入に向けた調査研究等に取り組む。

中期目標

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

中期計画

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
また同様に、シートベルトやチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、適切に使用しない場合の影響等がわかる情報をパンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。

年度計画

- ④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。
- ア より安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を、自動車アセスメントの評価結果と合わせて作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。
 - イ ホームページにおける自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、自動車ユーザーが分かりやすく利用しやすい形で提供できるようにするとともに、評価結果の入力方法を改善することにより、誤掲載のリスクの削減、効率化等を図ります。
 - ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に50件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。

評価の視点

ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) ・パンフレットについては、衝突安全性能評価を約26万部、予防安全性能評価を約35万部、チャイルドシート安全比較BOOKを約24万部作成した。なお、モーターショー開催年ではないため、パンフレット等の作成部数は適正化を図った。



- ・パンフレット以外に、アセスメントの広報用チラシを約38万部、事故自動通報装置のリーフレットを2万部作成した。



チラシ

リーフレット

- ・パンフレット等は、各都道府県のバス協会などが主催するイベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅等で配布した。
- ・チャイルドシート安全比較BOOKについては、産婦人科や小児科の病院等でも配布した。

- 2) ・パンフレットとともに、引き続き、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報をスマートフォン等でも見やすくするために、QRコードを記載したチラシを作成した。
- ・各種パンフレットについては、引き続き、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、掲載内容の構成を見直したほか、より安全な車選びの必要性を認識していただくための「より安全な車選びのためのチェックリスト」を掲載した。
 - ・自動車アセスメントのホームページでは、引き続き、衝突試験等の動画を掲載し、どのような試験を行っているかがわかりやすくしている。
 - ・年度中のホームページのアクセス件数は約110万件となった。
 - ・主管支所等の担当職員への自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するための研修を実施した。
 - ・主管・支所単位で試験車両の展示、チャイルドシートの取り付け体験等自動車アセスメントを中心とした広報活動を全国で100回実施した。

＜各都道府県でのアセスメント広報活動の様子＞



IBCまつり2018（岩手県）



ひたちなか市産業交流フェア（茨城県）



フラワーフェスティバル&交通安全フェア2018（香川県）

- 3) ・平成30年10月29日に「前期自動車アセスメント結果発表会」を開催し、併せて公開デモ試験及び乗車体験を行い、各種の媒体において多数、報道された。（新聞2紙、ネット媒体130件）
- ・令和元年5月30日に「平成30年度自動車アセスメント結果発表会」を開催し、試験結果を公表するとともに、「衝突安全性能評価ファイブスター賞」及び新たに「予防安全性能評価A SV+++賞」を授与した。なお、報道関係者58人が来場し、結果発表会后1週間において、延べ105件の報道がされた。〈新聞5紙、ネット媒体100件〉
- また、自動車アセスメント業務全体を含めたものとして、テレビユー山形にて取り上げられ放映された。



平成30年度自動車アセスメント結果発表会

自己評価とその根拠

広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、パンフレットやチラシを作成し各イベント等において広く配布したほか、平成27年度から取組を開始した試験車両の展示による自動車アセスメント広報活動を引き続き実施した。

また、全国各地における広報活動については、年度計画を大きく上回る100回もの開催により、昨年度に引き続き幅広く周知活動を行った。

この取組に連動してパンフレット等の配布数が総数約125万部となった。さらに、自動車アセスメント結果発表会のイベントも一般紙で紹介され、ホームページのアクセス数も約110万件となった。

以上により、広報活動の実施件数が年度計画を大きく上回ったこと、発表会の結果が各種媒体により多数報道され、自動車アセスメントの認知度の向上に寄与したことなど、年度計画を大きく上回っているものと判断しA評価とするものである。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改善の取組

中期目標

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。

中期計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

年度計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

評価の視点

効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

業務改革推進検討委員会のもと業務改革推進検討プロジェクトチームにおいて、昨年度のモデル支所による業務効率化等のための取組を踏まえ、全国の主管支所において業務の効率化、改善のための取組を実施した。

また、引き続き、平成 29 年度に導入した Web 会議システムなどを活用し、平成 30 年度は、機構における各種会議などをできる限り Web 会議システムでの開催に努めたことなどにより、時間効率や費用等の削減が図られた。

さらに、主管支所から本部への報告事項について見直しを行い、一部について報告を不要とするとともに、研修及び会議についても見直しを行い、次年度から研修期間の短縮や一部会議等について Web 会議システムへ変更するなど、さらなる業務運営の効率化や簡素化を図っていくこととした。

自己評価とその根拠

各主管支所において業務運営の効率化、改善のための取組を実施していること、報告等の一部を不要とするなどの見直しを行っていること、平成 29 年度に導入した Web 会議システム等の有効活用を図っていることなど、引き続き業務運営の効率化や簡素化に努めていることから、年度計画を十分に達成しているものと判断し B 評価とするものである。

課題と今後の対応

今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。

中期目標

- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で10%以上削減する。
- ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

中期計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で15%以上削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。
具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。
また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成33年度末までに、平成28年度比で15%以上削減するため、平成30年度において、平成29年度予算の2.0%に相当する額を削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成33年度末までに、平成28年度比で10%以上削減するため、平成30年度において、平成29年度予算の1.73%に相当する額を削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。
具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加

者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

評価の視点

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、「平成30年度予算運営費交付金の算定ルール」（P.72参照）における効率化係数（一般管理費0.980/年、業務経費0.9827/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の2.0%、業務経費については前年度予算の1.73%に相当する額が削減されているか。
- 2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成30年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、契約の競争性及び透明性が確保されているか。
 1. 重点的に取り組む分野
 - ①一者応札の見直し
 - ②調達グループ（支所）を超えた一括調達
 - ③障害者就労施設等への優先調達
 - ④物品等調達におけるオープンカウンター方式の実施
 2. 調達に関するガバナンスの徹底
 - ①随意契約に関する内部統制の確立
 - ②不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組
 - ③職員のスキルアップ
 3. 自己評価の実施
 4. 推進体制
 - ①調達等合理化検討会による取組
 - ②契約監視委員会の活用

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った

- 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績
業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲2.0%削減）の経費削減▲2.0%を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成30年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
▲ 8 百万円	▲ 8 百万円	▲ 2.00 %
削減目標額 ▲ 8 百万円 = 前年度予算額 401 百万円 × 削減目標率 ▲ 2.0 %	削減実績額 ▲ 8 百万円 = 平成30年度決算額 393 百万円 - 前年度予算額 401 百万円	対前年度予算比 ▲ 2.00 % = 削減実績額 ▲ 8 百万円 ÷ 前年度予算額 431 百万円

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲1.73%削減）を上回る経費削減▲1.74%を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成30年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
▲ 67 百万円	▲ 68 百万円	▲ 1.74 %
削減目標額 ▲ 67 百万円 = 前年度予算額 3,904 百万円 × 削減目標率 ▲ 1.73 %	削減実績額 ▲ 68 百万円 = 平成30年度決算額 3,836 百万円 - 前年度予算額 3,904 百万円	対前年度予算比 ▲ 1.74 = 削減実績額 ▲ 68 百万円 ÷ 前年度予算額 3,904 百万円

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

(参 考)

経 費 削 減 方 策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図るとともに、次のような削減方策を実施

1. 既定経費の徹底した見直し
2. 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
3. 予定価格の適正な設定
4. 随意契約の適正な運用
5. 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
6. 電話料金の割引制度の活用
7. 事務用品の一括購入の推進（本部及び主管支所）
8. 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度やパック商品の積極的活用及び複数の用務を実施）等
9. 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2) 契約については、以下の取組を行った。

○ 調達等合理化計画の実施状況

1. 重点的に取り組む分野

① 一者応札の見直し

平成29年度に引き続き、同一事業者による一者応札が連続し、改善が見込めない案件はなく、適正契約検証チームによる検証を行う案件はなかったが、競争参加者を増加させる取組として以下のことを実施した。

- ・事業者が業務内容を理解できるよう、仕様書に記載する内容を具体化した。また、手続きの早期実施及び公告時期の前倒しを実施することにより、請負者の準備期間の確保並びに履行期間の確保に努めた。
- ・申込が複数者であったが、応札者が一者応札となった調達案件については、理由を聴き取り、原因の把握に努め、要因分析を行った。

② 調達グループ（支所）を超えた一括調達

- ・スケールメリットの活用や事務の省力化を図る観点から、本部及び主管支所において、55件（本部3件、支所52件）の一括調達を実施した。
- ・本部や支所において、調達品目の拡大に向けた検討を行った結果、新規にとりまとめを実施したが品目が4件あった。
- ・療護センターと委託契約を行っている病院において、医薬品、診療材料、事務用品等を対象とした共同調達を11件実施した。

③ 障害者就労施設等への優先調達

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年

6月27日法律第60号) (以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき定めた「平成29年度独立行政法人自動車事故対策機構における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(平成29年3月30日付)」に基づいて積極的に取り組んだ結果、調達件数は126件、6,233千円の実績となった。

- 経理事務担当職員を対象とした研修及びマネージャー会議のテーマに盛り込み、改めて認識を促すとともに、障害者優先調達推進法の趣旨の理解を深めた。
- 障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するための調達先情報、調達可能物品等の検討を行った。

④ 物品等調達におけるオープンカウンター方式の実施

- 少額随意契約の範囲内である調達案件において、更なる競争性の向上・透明性の確保を図るため、オープンカウンター方式の実施要領を策定し、18件の調達を行ったところ、3,206千円の削減効果が認められた。

2. 調達に関するガバナンスの徹底

① 随意契約に関する内部統制の確立

- 合规性、公正性及び経済性の観点から、調達の目的を踏まえ適正な契約方法が選択されているか否かについて検証を行うことを目的として設置された適正契約検証チームにより、競争性のない随意契約の新規案件13件全ての点検を実施し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性が確認された。

② 不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組

- 本部では監査計画(主管支所2年に1回、支所3年に1回)に基づき、4主管支所、14支所の会計内部監査を実施した。
- 各主管支所では管内支所の収入金の現金による収納状況を把握するため、「収入金収納事務チェックリスト」の内容確認を年2回実施し、その結果を本部に報告した。
- 会計内部監査については、「会計内部監査要領」を定め、統一的な視点で会計内部監査を実施するとともに、平成31年度の効率的な監査実施に向けて、重点的に実施する監査項目の検討を行った。
- 各種会議等で過去に起きた職員の不祥事案の内容を必ず盛り込み、再発防止のための意識醸成を図った。

③ 職員のスキルアップ

- 会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、本部及び支所等の新たに経理担当となった職員を対象に、経理実務能力を育成するための研修を4月に実施した。また、同じく4月に行われた全国支所長会議及び経理担当マネージャー会議で会計事務権限者の義務と責任を示し、再認識を図った。
- 本部監査員による会計内部監査を18箇所実施し、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行い、支所等職員のスキルアップを図った。

3. 自己評価の実施

平成30年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、契約監視委員会による点検を受けた。

4. 推進体制

① 調達等合理化検討会による取組

「平成30年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の具体的な取扱いについて周知を図った。

② 契約監視委員会の活用

契約監視委員会による調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を実施している。

○ 情報公開の充実

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、契約の状況について公表し、情報公開の充実を図った。

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成21年12月15日付理事長達）により、平成29年度に締結した契約内容について点検・見直しを行い、合わせて「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成30年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の策定の際の点検を行い、審議概要を公表した。

○ 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成30年度においては、監事監査については本部ほか30支所（9主管支所及び21支所）、会計監査人については本部ほか3主管支所及び1療護センターの監査を実施している。※30年度は、臨時監査の実施に伴い例年よりも増加している

なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「平成30年6月13日に開催された「契約監視委員会」で平成29年度の「独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の自己評価や個々の契約案件の事後点検を行い、計画に沿った取組が確認された。」と監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 適正契約検証チームの設置・取組

契約に関する統制の観点から事前事後の検証実施を通じ、適正な契約締結の推進を図るため、本部に適正契約検証チームを平成27年度に設置し、適正な契約方法が選択されているかについての検証を実施している。

○ 内部統制のための取組

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施している。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成30年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(4) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に任命することとし、総合評価委員会においては、

① 評価項目及び得点配分の決定

② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成30年度における総合評価落札方式による調達は、療護施設機能の一部の一般病院への委託事業1件となっている。

(5) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3人以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

① 提案者に求める内容等の妥当性

② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定

③ 提案書の特定

④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

なお、平成30年度においては、企画競争の審査を行う案件はなかった。

(6) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

NASVAにおける契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成30年度においては、再委託のため3件の書面が提出された。

自己評価とその根拠

平成29年度予算に対し、一般管理費2.0%、業務経費1.73%以上の削減を図っているほか、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき「平成30年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。

中期目標

- ④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

中期計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注7）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注7）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

年度計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注10）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注10）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

評価の視点

業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。

当該年度おける取組、その他評価の参考となり得る情報

令和元年6月18日に「第31回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、平成30年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてHPで公表した。

なお、平成30年11月26日に「第30回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、平成30年度の上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。



平成30年度業務の改善状況等に関する評価

1. 組織運営・人材育成等

機構の業務運営方針であるNASVAWAY2017の浸透定着に向けて引き続きイントラネットを活用するなどして組織内の情報共有に努めていることや理事長を始め役員が各支所に出向き、職員との意見交換を図っていることなど、評価できる。

内部統制にかかる取組については、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会を通じて、「コンプライアンス実践・推進状況チェック」の見直しや発生したリスクの傾向を容易に把握し、対策ができるよう見直しを行ったこと、また、情報セキュリティ対策として管理規程や対策基準等の見直しや、情報セキュリティインシデント対応訓練や教育を実施していることなど、評価できる。

業務改革推進検討プロジェクトチームによる業務の効率化・改善を進めたこと、Web会議システムの活用による事務作業等の負担軽減、会議等の迅速化、効率化が図られてきていること、情報システムのサーバーの集約化などシステムの最適化を図っていることなど、引き続き業務の改善・効率化に努めており、評価できる。また、調達等合理化計画に基づく取組等により一般管理費及び業務経費の削減について目標を達成しており、評価できる。

人材育成・活用についても、産業カウンセラー資格の取得、介護職員初任者研修の受講、運行管理者資格取得など各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施、資格に関連する業務への担当としての配置など、引き続き人材の育成・活用等に取り組んでいること、また、職員の求められる能力の変化に対応した研修の見直しを図ったことなど、評価できる。

自動車事故対策に関する広報活動については、プロ野球のスタジアムでの広報や、交通刑務所の受刑者に対する講演活動、自動車事故被害者の絵や写真等を展示する「NASVA ギャラリー」の設置増設や東京メトロ銀座線三越前駅構内等での展示、さらにはバス事業者や鉄道事業者などとも連携してイベントを企画・主催、出展するなどこれまでにない積極的な広報活動によりNASVAの認知度の向上に取り組んでおり、高く評価できる。

自己収入の確保についても、高度先進医療機器の外部検査の受託が堅調に推移していることや自動車メーカー等からの委託試験についてできる限りの受入が図られていることは評価できる。

上記のような取組については評価できることから、今後とも積極的に進めていただきたい。

2. 被害者援護業務関係

療護施設における治療・看護に関して、きめ細かく質の高い治療・看護の実施、他の療護施設との連携を図りながら委託病床による質の高い治療・看護の実施、入院患者の治療改善効果の更なる向上のための「ナスバスコア」を用いた治療改善度について分析結果の療護施設での症例検討などへの活用、療護看護プログラムの実施など、医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、平成30年1月から受入を開始した「一貫症例研究型委託病床」において脱却者を出すなど遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、平成31年1月から療護施設の空白地域となっている地域に「小規模委託病床」を設置して受け入れを開始したほか、更なる空白地域の解消に向けて具体的な検討を行っている。こうした取組を通じて治療効果を高めてきた結果、平成30年度は25人の方が脱却しており、個々の患者の態様に即した治療・看護が適切に行われた成果として評価できる。

また、療護施設で得られた知見や成果について、療護センターのみならず一部委託病床による研究発表や連携大学院との共同研究による研究発表などが行われた結果、学会等での発表件数は目標を大幅に上回り、療護施設で得られた知見・成果の普及促進が図られていることなどから、高く評価できる。

重度後遺障害者に対する訪問支援について、新規認定者148人全員を含む3289人に対して訪問支援を実施し、平成29年度末の介護料受給資格者数に対する実施割合が70.7%となったことに加え、昨年度に引き続き全ての支所において目標の65%

以上を達成しており、充実した支援が行われていることとして評価できる。

また、被害者援護業務の牽引役として貢献が期待されるコーディネーター（被害者支援専門員）の養成に向けて、実技研修を実施し、全職員数に対する研修修了者割合が目標を上回っており、評価できる。

同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流会については、悩み解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を目的に全国 47 支所で開催したところであるが、一部の支所においては自然災害等により開催できず、全支所の開催が達成できなかったものの、こうした支所においても受給者等がより参加しやすいよう開催に向けた創意工夫がみられたところであり、引き続き多くの受給者等の参加に向けて企画・検討していただきたい。

交通遺児や家族等を対象に「友の会の集い」や「保護者交流会」の実施を通じて精神的な支援を行い、友の会会員からも好評であったことは評価できる。

自動車事故被害者等への相談対応・広報活動については、他機関主催のイベントへの積極的な参加を通じて機構が実施している被害者援護業務など各種制度の周知を図っていることは評価できる。

上記のことを総合的に勘案すると、被害者援護業務全体で順調な運営がなされているものと評価でき、今後とも更に取組を進めていただきたい。

3. 安全指導業務関係

全国 50 支所において指導講習を 1,158 回実施（受講者数 128,409 人）、また、適性診断を受診端末 3,993 台にて実施（受診者数 471,842 人）することにより、ユニバーサルサービスの確保を図ってきている。その中で併せて、インターネット予約率について指導講習、適性診断ともに目標を上回っている点も評価できる。また、高齢者対策として、指導講習教材を高齢運転者の事故防止対策等に応じた改定を行うとともに、指導講習視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、他の認定機関等に対して無償貸与し放映してもらう取組を行うことなどにより、国が行う事故防止対策等に寄与しているものと認められる。

また、民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援や参入後の安全指導の質の確保についても、各種研修を実施しているほか、他の認定機関に対する教材の頒布、ナ斯巴ネットの提供などに着実に取り組んできており、目標を大きく上回っていることから、高く評価できる。

安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価の実施、関係講習会、コンサルティング、講師派遣、安全マネジメントセミナーなど積極的に取り組むことにより、自動車運送事業者の安全マネジメントに対して意識の向上を図っていることは評価できる。

また、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）への協力、貸切バス適正化事業に係る巡回指導実施支援や貸切バス事業の更新制の導入に伴う運輸安全マネジメント評価の実施に向けての体制整備の取組などについては、国の事故防止対策に的確に対応しているばかりでなく、機構職員の育成にも繋がるものであり、高く評価できる。

上記のとおり、安全指導業務については、自動車運送事業者への適性診断や指導講習、安全マネジメントなど、認定機関等への支援や国の事故防止対策への対応も含めて、事業全体を適切に取り組んでいることは高く評価でき、今後も積極的に取り組んでいただ

きたい。

4. 自動車アセスメント情報提供業務関係

衝突安全性能評価 11 車種、予防安全性能評価 21 車種、チャイルドシート安全性能評価 4 製品について試験を行い、評価を実施した結果、衝突安全性能評価においては、最高評価であるファイブスター賞を 8 車種が獲得したほか、ファイブスター賞の平均評価得点が約 89 点（100 点満点中）、予防安全性能評価においては、平均評価得点が増加したことから、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されていることが認められる。

また、歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」の夜間性能（街灯なし条件）の評価のための検討・試験方法の策定、予防安全性能評価及び衝突安全性能評価を統合した総合評価の検討、自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の評価のための調査を開始するなど、自動車アセスメントの内容を充実させたことは評価できる。

アセスメント結果発表会の開催や、目標を大幅に超える地方における広報イベント等の実施の結果、雑誌等で多数の報道がなされたことや、QRコードを記載したチラシを作成したことなど、自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは高く評価できる。

引き続き、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行うとともに、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めつつ、海外アセスメント関係機関との連携により自動車アセスメントの更なる充実を図ることにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識の一層の向上に寄与することを期待する。

以上のとおり、第四期中期計画期間の 2 年目となる平成 30 年度の機構の組織運営・業務運営については、適切かつ順調になされているものと評価する。

自己評価とその根拠

業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

中期目標

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

中期計画

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

年度計画

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

評価の視点

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図っているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ・昨年度末に、基幹システムについて、通信回線の高速化や安定化、サーバ連動によるアカウント等設定・変更作業の一括実施を可能とするなどの最適化を図ったが、この基幹システムを活用し、業務の効率化を図った。また、基幹システムのセキュリティ対策サーバの更改にあたり、一部のセキュリティ対策サーバを既存のサーバに統合することで、システムの最適化を図った。
- ・平成29年度に導入したWeb会議システム及びペーパーレス会議システムを積極的に活用することで、業務の簡素化・効率化を図った。さらに、会議全般について、Web会議システムの更なる活用ができないか見直しを行い、令和元年度の会議の一部について、Web会議システムの活用を新たに行うこととした。
- ・安全指導業務システムと経理システムとの連携については、収入管理業務の簡素化及び効率化のため、適性診断の受診者、指導講習の受講者及び安全マネジメントの受講者等の実績データをオンラインで取り込むためのシステム改修を進めているところであり、このうち経理システムの改修が終了した。また、指導講習、適性診断及び安全マネジメントの各システムのサーバを一つの場所に集約することで、システムの最適化を図った。

自己評価とその根拠

基幹システムのセキュリティ対策サーバの更改にあたり、一部のセキュリティ対策サーバを既存のサーバに統合することで、システムの最適化を図ったことや、Web会議システムやタブレット端末を活用することにより、業務運営の簡素化及び効率化を図った。

また、安全指導業務と経理業務のシステム連携の検討など業務運営の簡素化及び効率化についても着実に検討していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

今後も引き続き業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図る。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人化会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人化会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

中期計画予算（平成29年度～平成33年度）

予算

（単位：百万円）

区分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント情報提供業務	法人共通	合計
収入					
政府借入金	0	1,872	0	0	1,872
運営費交付金	1,806	22,434	3,296	6,014	33,550
施設整備費補助金	0	991	0	0	991
政府補助金	0	16,661	0	0	16,661
回収金等収入	0	1,971	0	0	1,971
業務収入	11,934	0	0	0	11,934
その他収入	271	0	32	67	370
計	14,012	43,929	3,327	6,081	67,350
支出					
人件費	7,918	2,453	516	4,777	15,664
業務経費	3,430	35,784	2,637	0	41,851
施設整備費	0	991	0	0	991
一般管理費	2,664	825	174	1,305	4,968
貸付金	0	205	0	0	205
借入金償還	0	4,242	0	0	4,242
計	14,012	44,500	3,327	6,081	67,920

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額12,562百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

別添のとおり

【注記】

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導等 業務	被害者支援 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	14,210	39,200	3,338	6,157	62,905
経常費用	14,210	39,197	3,338	6,157	62,903
人件費	7,918	2,453	516	4,777	15,664
業務費	3,318	35,162	2,637	0	41,117
管理関係業務費	2,970	1,581	185	1,381	6,116
一般管理費	2,664	825	174	1,281	4,944
減価償却費	305	755	11	99	1,171
財務費用	4	2	0	0	6
支払利息	4	2	0	0	6
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除却損	0	2	0	0	2
貸倒損失	0	0	0	0	0
収益の部	14,212	39,256	3,338	6,157	62,964
運営費交付金収益	1,806	21,799	3,296	5,991	32,892
政府補助金	0	16,661	0	0	16,661
業務収入	11,934	0	0	0	11,934
その他収入	271	50	32	67	421
寄付金収益	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	200	743	11	86	1,040
資産見返補助金戻入	0	2	0	0	3
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	1	0	13	14
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	2	57	0	0	59
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	0	0	21	22
総利益	3	57	0	21	81

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導等 業務	被害者支援 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	13,896	45,006	3,320	7,011	69,233
業務活動による支出	13,789	38,989	3,320	6,845	62,943
投資活動による支出	0	1,626	0	24	1,649
財務活動による支出	108	4,255	0	0	4,363
次期中期目標の期間への繰越金	0	136	0	142	278
資金収入	14,013	44,513	3,327	7,379	69,233
業務活動による収入	14,013	41,069	3,327	6,081	64,491
運営費交付金による収入	1,806	22,434	3,296	6,014	33,550
政府補助金による収入	0	16,661	0	0	16,661
業務収入	11,936	1,971	0	0	13,907
その他収入	271	3	32	67	373
投資活動による収入	0	991	0	0	991
有価証券の償還による収入	0	0	0	0	0
施設整備費による収入	0	991	0	0	991
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	1,872	0	0	1,872
政府借入金による収入	0	1,872	0	0	1,872
前中期目標の期間よりの繰越金	0	581	0	1,297	1,879

第4期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）

：平成29年度は対前年度0.9215、平成30年度以降は対前年度0.980として推計

業務経費の効率化係数（ β ）

：平成29年度は対前年度0.9562、平成30年度以降は対前年度0.985として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

年度計画

以下のとおり

年度計画予算 (平成30年度)

予 算

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
収入					
政府借入金	0	659	0	0	659
運営費交付金	530	4,554	965	1,131	7,180
施設整備費補助金	0	138	0	0	138
政府補助金	0	3,295	0	0	3,295
回収金等収入	0	358	0	0	358
業務収入	2,443	0	0	0	2,443
その他収入	67	0	4	14	84
計	3,040	9,004	969	1,145	14,157
支出					
人件費	1,618	490	112	933	3,153
業務経費	708	7,218	826	0	8,752
施設整備費	0	138	0	0	138
一般管理費	714	134	30	212	1,090
貸付金	0	43	0	0	43
借入金償還	0	981	0	0	981
計	3,040	9,004	969	1,145	14,157

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

期間中総額2,552百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

[注記]

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 等業務	被害者支援 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	3,104	7,884	972	1,177	13,137
経常費用	3,104	7,883	972	1,177	13,136
人件費	1,618	490	112	933	3,153
業務費	677	7,119	826	0	8,621
管理関係業務費	808	273	34	244	1,360
一般管理費	711	133	30	209	1,083
減価償却費	97	140	4	35	277
財務費用	1	0	0	0	2
支払利息	1	0	0	0	2
臨時損失	0	1	0	0	1
固定資産除却損	0	1	0	0	1
貸倒損失	0	0	0	0	0
収益の部	3,104	7,900	972	1,179	13,156
運営費交付金収益	474	4,424	965	1,130	6,992
施設費収益	0	31	0	0	31
政府補助金	0	3,295	0	0	3,295
業務収入	2,443	0	0	0	2,443
その他収入	67	12	4	14	96
寄付金収益	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	121	139	4	33	296
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	0	0	3	3
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	1	17	0	2	20
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	1	17	0	2	20

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 等業務	被害者支援 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	3,024	9,139	967	1,229	14,359
業務活動による支出	2,994	7,750	967	1,129	12,840
投資活動による支出	0	236	0	7	243
財務活動による支出	30	983	0	0	1,013
翌年度への繰越金	0	170	0	93	263
資金収入	3,030	9,144	969	1,217	14,359
業務活動による収入	3,030	8,208	969	1,145	13,351
運営費交付金による収入	530	4,554	965	1,131	7,180
政府補助金による収入	0	3,295	0	0	3,295
業務収入	2,434	358	0	0	2,792
その他収入	67	1	4	14	85
投資活動による収入	0	138	0	0	138
有価証券の償還による収入	0	0	0	0	0
施設整備費による収入	0	138	0	0	138
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	659	0	0	659
政府借入金による収入	0	659	0	0	659
前年度よりの繰越金	0	139	0	72	211

平成30年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－
前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 平成30年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.980

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.9827

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

当該年度における取組（実績値）

年度計画実績（平成30年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
収入										
政府借入金	0	0	659	659	0	0	0	0	659	659
運営費交付金	530	530	4,554	4,554	965	965	1,131	1,131	7,180	7,180
施設整備費補助金	0	0	138	115	0	0	0	0	138	115
政府補助金	0	0	3,295	3,201	0	0	0	0	3,295	3,201
回収金等収入	0	0	358	522	0	0	0	0	358	522
業務収入	2,443	2,508	0	0	0	0	0	0	2,443	2,508
その他収入	67	83	0	0	4	2	14	21	84	106
計	3,040	3,121	9,004	9,050	969	967	1,145	1,152	14,157	14,291
支出										
人件費	1,618	1,568	490	475	112	108	933	898	3,153	3,050
業務経費	708	879	7,218	7,144	826	727	0	0	8,752	8,750
施設整備費	0	0	138	115	0	0	0	0	138	115
一般管理費	714	713	134	133	30	30	212	217	1,090	1,093
貸付金	0	0	43	23	0	0	0	0	43	23
借入金償還	0	0	981	981	0	0	0	0	981	981
計	3,040	3,160	9,004	8,870	969	866	1,145	1,115	14,157	14,011

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
費用の部	3,104	3,151	7,884	7,600	972	835	1,177	1,141	13,137	12,727
経常費用	3,104	3,150	7,883	7,596	972	835	1,177	1,140	13,136	12,721
人件費	1,618	1,568	490	475	112	108	933	898	3,153	3,050
業務費	677	805	7,119	6,858	826	695	0	0	8,621	8,358
管理関係業務費	808	775	273	262	34	31	244	241	1,360	1,310
一般管理費	711	656	133	115	30	26	209	192	1,083	990
減価償却費	97	119	140	147	4	5	35	49	277	320
財務費用	1	2	0	0	0	0	0	0	2	2
支払利息	1	2	0	0	0	0	0	0	2	2
臨時損失	0	1	1	4	0	0	0	2	1	6
固定資産売却損	0	1	1	4	0	0	0	2	1	6
貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	3,104	3,297	7,900	7,752	972	871	1,179	1,068	13,156	12,988
運営費交付金収益	474	520	4,424	4,379	965	864	1,130	1,002	6,992	6,764
施設費収益	0	0	31	3	0	0	0	0	31	3
政府補助金	0	0	3,295	3,149	0	0	0	0	3,295	3,149
業務収入	2,443	2,508	0	0	0	0	0	0	2,443	2,508
その他収入	67	83	12	22	4	2	14	17	96	125
寄付金収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	121	186	139	148	4	5	33	46	296	385
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返寄付金戻入	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3
借入金償還免除益	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6
貸倒引当金戻入	0	0	0	44	0	0	0	0	0	44
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸倒引当金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	1	146	17	152	0	36	2	▲74	20	261
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総利益	1	146	17	152	0	36	2	▲73	20	261

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
資金支出	3,024	3,071	9,139	9,379	967	659	1,229	3,035	14,359	16,144
業務活動による支出	2,994	2,972	7,750	7,770	967	658	1,129	1,276	12,840	12,674
投資活動による支出	0	63	236	216	0	2	7	74	243	356
財務活動による支出	30	36	983	983	0	0	0	0	1,013	1,019
翌年度への繰越金	0	0	170	410	0	0	93	1,685	263	2,095
資金収入	3,030	3,119	9,144	9,406	969	967	1,217	2,652	14,359	16,144
業務活動による収入	3,030	3,119	8,208	8,546	969	967	1,145	1,152	13,351	13,785
運営費交付金による収入	530	530	4,554	4,554	965	965	1,131	1,131	7,180	7,180
政府補助金による収入	0	0	3,295	3,201	0	0	0	0	3,295	3,201
業務収入	2,434	2,507	358	519	0	0	0	0	2,792	3,026
その他収入	67	83	1	272	4	2	14	21	85	378
投資活動による収入	0	0	138	115	0	0	0	2	138	117
有価証券の償還による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費による収入	0	0	138	115	0	0	0	0	138	115
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	659	659	0	0	0	0	659	659
政府借入金による収入	0	0	659	659	0	0	0	0	659	659
前年度よりの繰越金	0	0	139	86	0	0	72	1,497	211	1,584

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

その他参考となり得る情報

- 当期総利益 261 百万円の発生要因

当期総利益 261 百万円は、当期純利益 261 百万円に前中期目標期間繰越積立金取崩額 0 百万円を加えたものである。

当期純利益の主な発生理由は、平成 28 年度から運営費交付金の収益化基準として業務達成基準（管理部門の活動については期間進行基準）を採用したことにより、運営費交付金収益が増加したこと

前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第 4 期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた 269 百万円のうち、当期の費用の財源に充てるために取崩したものであり、主として自賠償保険料の前払費用である。

このため、当該総利益については、総務省行政管理局「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」(H30.3.30)において示されている目的積立金に該当するものは申請を検討するとともに、その他については、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

- 目的積立金等の状況

(単位：百万円、%)

	平成 29 年度末	平成 30 年度末
前中期目標期間繰越積立金	239	238
積立金	0	218
うち経営努力認定相当額	0	153
その他の積立金等	0	0
運営費交付金債務	0	0
当期の運営費公金交付額 (a)	6,843	7,180
うち年度末残高 (b)	0	0
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	0	0

(2) 財務運営の適正化

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

年度計画

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、年度末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

評価の視点

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準（法人共通は期間進行基準）による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

平成30年度事業開始前に支出予算実施計画の策定し、収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。

自己評価とその根拠

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

(3) 自己収入等の拡大

中期目標

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績の同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

中期計画

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

年度計画

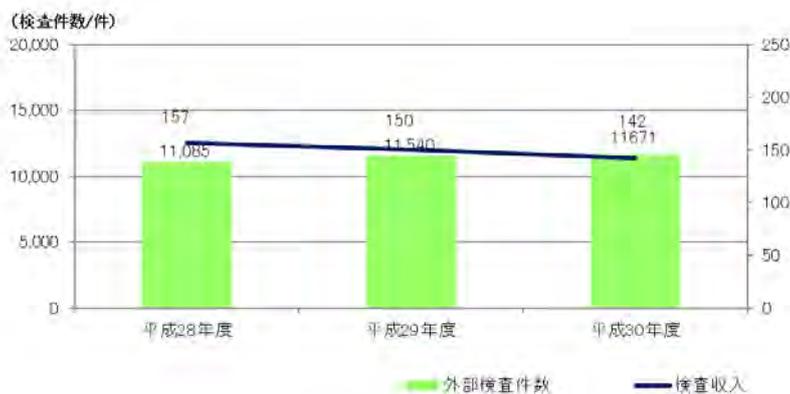
療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなどの協力を図りながら、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

評価の視点

- ・高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。
- ・安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。
- ・自動車メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

(1) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,671件（対前年度比131件、1.1%の増）の外部検査を受託し、1億4,232万円（対前年度比△707万円、5.2%の減）の収入を得た。



- (2) 安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、ユニバーサルサービスを確保の観点から事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。
- (3) 自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、衝突安全で1車種、予防安全で11車種、計12車種行った。

自己評価とその根拠

地域医療への貢献、受託収入の確保のため外部検査の受入を目標件数の11,000件を上回り、11,671件受け入れたこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験は前年度と比べ減少したものの、評価項目数の増加（13から17）及び試験日数の増加（18日から23日）によるものであることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

- 引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。
- 次年度に予定される消費税増税、民間参入状況とユニバーサルサービスの適正な継続等を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることに 대해서는 今後も慎重な検討が必要。

(4) 保有資産の見直し

中期目標

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

中期計画

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

年度計画

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

評価の視点

保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

保有資産について、利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討した。

自己評価とその根拠

保有資産について、利用度等についての確認及びその必要性についての検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

4. 短期借入金の限度額

中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,200 百万円とします。

年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額 1,200 百万円とします。

当該年度における取組

短期借入は行わなかった。

その他参考となり得る情報

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

<u>中期計画</u>
なし
<u>年度計画</u>
なし

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

<u>中期計画</u> なし
<u>年度計画</u> なし

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

7. 剰余金の使途

中期計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

年度計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策

中期目標

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。

(2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。

中期計画

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。

(2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

年度計画

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めます。

さらに、見直しを行った機構のあり方、方向性を明確化したNASVAWAY2017（業務運営方針）や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底するとともに、更なる浸透定着を図ります。

(2) 情報セキュリティ対策

見直した情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などにに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じるとともに、「遠隔操作不正通信の遮断」や「メールサーバ間通信（SMTP）の暗号化（TLS化）」を含む情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。

また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

評価の視点

- ・内部統制の整備が計画に沿って進められたか。
- ・適切な情報セキュリティ対策がなされたか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 1) 業務運営方針である NASVAWAY2017 について、機構内イントラネット等を活用し、全職員に伝達するとともに、当該業務運営方針の浸透徹底に向けて、定期的な唱和と、標語を踏まえた理事長の訓示を掲載した。また、理事長をはじめとする役員が支所に出向き、業務の改善等に関し、職員と意見交換を行っている。さらに、規程等の改正や業務の運営方針等を随時イントラネットに掲載する等、効率的かつ効果的な情報共有を図った。
- 2) 引き続き、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握。また、理事会議事概要を理事会資料とともに全職員に情報提供し共有化。
- 3) 会計内部監査（18 箇所）、個人情報の保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査（23 箇所（無予告による監査4箇所を含む。))を実施するとともに、監事監査（33 箇所（無予告による監査4箇所を含む。))を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施。
- 4) 内部統制の充実・強化
 - ・コンプライアンス委員会を開催し、内容の理解度と実践度を正確に把握するため、詳細な表現の選択肢に変更した「コンプライアンス実践・推進状況チェック」の結果報告をするるとともに、遵守できていない事項は各所属長を通じて注意喚起を実施。
 - ・業務リスクに伴うインシデントを防止するため、自己点検の回答方法について、より詳細な方法に修正し、また、リスク報告書の事案の種類を細分化して、発生したリスクの傾向を容易に把握し、対策できるようにした。
- 5) 業務運営上必要な情報を、引き続き、組織内イントラネットや電子メールを活用し本部から全職員に伝達。
- 6) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準等を見直し、また、見直した基準等に基づき、情報セキュリティインシデント対応訓練や情報セキュリティ対策に関する教育を実施。

また、標的型メール訓練の結果、最近のコンピュータウィルスの特徴等を踏まえ、「サイバー攻撃対策の遵守6則（標的型メール対策）」及び「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」について、必要な改正を行い、全役職員に周知徹底を図るとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合に被害の最小化及び迅速な復旧支援等を行うための会議等を開催。

- 7) 情報システムに対するサイバー攻撃を防御するため、「遠隔操作不正通信の遮断」や「メールサーバ間通信（SMTP）の暗号化（TLS化）を図った。
- 8) サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、「ペネトレーションテスト」及び情報セキュリティに係る「マネジメント監査」が行われた。この結果を踏まえた、情報セキュリティ対策の改善を行っている。
- 9) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間（9月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施。

自己評価とその根拠

業務運営方針（NASVAWAY2017）の共有化の徹底、理事会の場を活用した中期計画・年度計画の進捗管理、内部監査及び監事監査を通じた業務運営状況や内部統制状況のモニタリングの実施のほか、組織内イントラネットや電子メールの活用による組織内の情報共有の推進等を引き続き図っている。

さらに、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準等を見直し、また、見直した基準等に基づき、情報セキュリティインシデント対応訓練や情報セキュリティ対策に関する教育を実施し、内部統制の一層の充実・強化を図り、セキュリティ対策の推進に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

平成27年度からの改正独立行政法人通則法の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る諸規程の整備検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図る。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 施設及び設備に関する計画

中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	991

年度計画

以下のとおり

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設設備整備 (内訳)	138	施設整備費補助金
千葉療護センター サイマトの薬剤合成装置更新	65	
千葉療護センター 中長期修繕計画に基づく修繕	31	
千葉療護センター 自動尿成分分析装置更新	9	
東北療護センター 脳波計更新	12	
東北療護センター 患者監視装置更新	12	
岡山療護センター 臨床検査システム更新	8	

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

評価の視点

NASVAが運営する各療護センターの医療機器等の整備・更新について、「施設及び設備に関する計画」により、適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

年度計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額
① 千葉療護センター サイトの薬剤合成装置更新	65	53
② 千葉療護センター 中長期修繕計画に基づく修繕	31	30
③ 千葉療護センター 自動尿成分分析装置更新	9	9
④ 東北療護センター 脳波計更新	12	10
⑤ 東北療護センター 患者監視装置更新	12	6
⑥ 岡山療護センター 臨床検査システム更新	8	8

なお、平成30年度における施設及び設備の整備については、全て一般競争入札により相手方を選定した。

自己評価とその根拠

中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

中期計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

年度計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

評価の視点

給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組みとともに、その取組状況等を公表しているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

役職員の給与水準について

○給与水準の適正化に向けた取組

国家公務員給与法の一部改正に準拠して、平成30年4月から職員の俸給表の平均0.2%引上げ、平成30年12月期において役員賞与の0.05月分及び職員賞与の0.05月分の引上げ等を行った。

○平成30年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、平成30年度は（年齢勘案）103.5となった。（前年度 103.6 前々年度 102.9）

自己評価とその根拠

国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(4) 人材の活用

中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用等し、人材の有効活用を図ります。

年度計画

- ① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要の人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)等の資格を取得させるとともに、引き続き、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。
- ③ 「NASVA 人材育成方針」を随時改訂し、次代の機構を担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。

評価の視点

- ・産業カウンセラー、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。
- ・事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。
- ・全職員を対象に能力・実績評価制度による適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図っているか。
- ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。
- ・「NASVA人材育成方針」を随時改訂し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進しているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 平成 30 年度において、新たに 12 人が産業カウンセラー資格を取得した。

産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）においても、新たに 12 人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

2) 事業環境の変化に対応するため、国との間の人事交流を促進し、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図った。

3) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。

4) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。

①業務別専門研修の実施

ア 指導講習業務における支援の質の講師の育成強化

- ・ 第一種講師^{※1}に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を 27 人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、12 人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK^{※2}の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を 32 人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：（基礎、一般）講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー^{※3}を養成するため、13 人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。
また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー^{※4}224 人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。
- ※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）
- ※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について 30 事例以上の経験を有する者）

ウ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務を新たに担当する職員 17 人に対して、運輸安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした研修を実施するとともに、安全マネジメント関係講習会の講師として指名を受けている職員 4 人に対して、運輸安全マネジメントに関する最新の知識の習得及び技能向上等を目的とした研修を実施した。
- ・ 運輸安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員 26 人に対して、アドバイザー^{※5}資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。

また、アドバイザー 8 人（うち、コンサルタント^{※6} 2 人）に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者（アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者）

※6 コンサルタント：コンサルティング業務を担当する者のうち、アドバイザーとしてコンサルティング業務に必要な力量を有し、当該主管支所管内のアドバイザーの指導・監督を適切に実施することができる者（一定の要件に該当する者から理事長が指名する。）

- 運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員^{※7}を養成するため、平成30年度は安全評価員候補者として新たに9人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加させ、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の育成確保に努めた。また、安全評価員候補者12人に対して評価実施時のOJT^{※8}により、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上を図った。

なお、現在、安全評価員の専門的知見の向上を図るべく、任用に係る研修を見直し、任用基準の厳格化を図り、新たに設定された安全評価指導員の指導の下、安全評価員候補者の育成に取り組んでいる。

※7 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

※8 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組

- 被害者の気持ちの理解

被害者の気持ちを理解することは、NASVA職員として必要不可欠であることから、平成30年度の新規採用職員研修において、外部講師による被害者への接し方に関する講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施した。

- 専門研修の実施

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか、職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。

- 「被害者援護促進の日」の活用

組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。

オ 会計事務の基礎知識等の養成

- 各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員14人に対して、会計事務及び財務・会計システム研修を実施し、不正行為防止の心構え、会計事務の基礎知識及び会計システムの基本的な操作方法等の習得を図った。

②階層別研修の実施

新規採用職員及び中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）35人に対して、階層別研修を実施し、職員の資質向上を図った。

- 5) 人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスなど、NASVA人材育成方針を研修等において職員に浸透させ、職員の意欲の向上を図るため、「NASVA人材育成方針」の改訂に関する検討を行った。

また、職員に求められる能力の変化を踏まえ、次年度の階層別研修のカリキュラムの見直し及び支所長のマネジメント能力の向上を目的とした新たな研修の実施に向けて検討を行った。

自己評価とその根拠

各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパス等を明確化するためNASVA人材育成方針の周知を引き続き図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価としたものである。

課題と今後の対応

引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。

また、必要に応じて「NASVA人材育成方針」を随時改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) 自動車事故対策に関する広報活動

中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。

中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

また、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

年度計画

自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関との連携やマスメディア等の活用などにより、一層効果的かつ効率的に実施します。

また、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務や交通刑務所における更生プログラムの場で、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

あわせて、自動車事故被害者の創作作品を展示するナスバギャラリーを設置して事故防止及び被害者援護に関する広報活動を実施します。

評価の視点

国や関係機関と協力し、インターネット等を活用した効果的な広報活動を行っているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 1) NASVA 業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省関連機関誌に機構業務紹介記事を掲載。
また、引き続き、「マツダスタジアム」に於いて行われたプロ野球の試合開催時に、同球場内に NASVA ブースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、バックスクリーンの大規模ビジョンで PR ビデオを放映。
- 2) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関する PR 活動を実施。また、マスコミ向け業務説明会の実施方法を見直し、記者の関心の高い業務に絞り込みをした。
- 3) 市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施
受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としてプログラム編成がなされており、NASVA は安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や直接に被害者と接する中で培った幅広い知見を基に講義を行

うとともに、被害者の加害者に対する声なき声を伝えた。



[講義の様子]

4) ナスバギャラリーの設置

- 自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を展示する「ナスバギャラリー」の支所事務所への設置の拡充に努めた。



- 支所外での展示として、引き続き、東京メトロ銀座線三越前駅構内にて、「ナスバギャラリーIN 東京」を行い、被害者支援の情報発信。述べ約 6,540 人に足を止めてご覧頂いた。



[重度後遺障害者の作品1]



[重度後遺障害者の作品2]



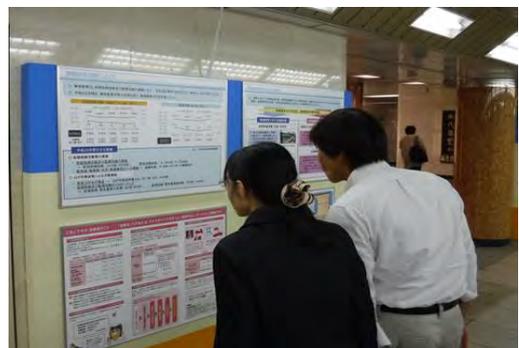
[友の会コンテストの作品]



[会場の様子1]



[会場の様子2]



[会場の様子3]

5) NASVA 概要（パンフレット等）の配布

NASVA の総合的なパンフレットを地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布。また、各国の自動車アセスメント機関との会合等で英語版パンフレットを有効活用した。

6) ホームページの活用

NASVA業務の認知度向上の一環として、ホームページの内容を充実させるとともに、ホームページへのアクセスのしやすさを工夫してきた結果、全体で230万件（前年度278万件）のアクセス件数を記録。

7) 取材対応マニュアルの作成

マスコミ等から職員が取材を受けた場合の対応について、マニュアルを作成し、職員に周知した。

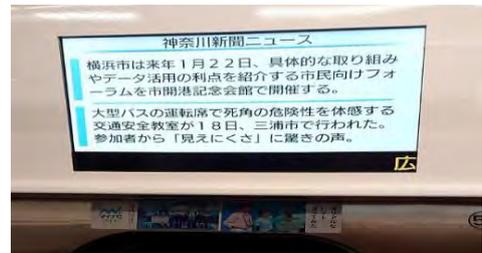
8) NASVA業務の周知・広報

- 支所として初めて、バス事業者に働きかけ、高齢者や幼児を対象とした交通安全教室を企画・主催することとなった。その結果、。その結果、テレビや新聞などのメディアにも取り上げられるとともに、地下鉄の電光掲示板にも掲載されるなど幅広い層の方に周知・広報をすることにより認知度の向上に繋がった。

交通安全教室（神奈川）※バス事業者とNASVA主催のイベント



【J-COM】 デイリーニュース(H30.12.放送)



横浜市営地下鉄の電光掲示板

- 北海道地域では初めて鉄道事業者が主催するイベントにNASVAブースを出展させてもらうよう依頼し、自動車関係だけでなく他業種のイベントにも出展することにより、幅広い広報活動を行った。

JR貨物グループ鉄道貨物フェスin札幌



- 全国の市町村で人口が一番多い横浜市に対し、交通安全に資するための取組として交通安全イベントへの参画を積極的に働きかけ、初めてNASVAブースの出展が認められ、NASVAの周知・広報に大きく貢献した。
- 神奈川県秦野市が主催する高齢者向けの交通安全教室を開催する際、本イベントについて、秦野市とNASVAで連携して広報を行うとともに、NASVAからも直接、報道機関に働きかけを行うなど、積極的な広報活動を実施した結果、テレビ局から取材を受けるなど、NASVAの周知・広報に大きく貢献した。

テレビ放映や取材時の様子



【テレビ神奈川】TVK NEWS（H30.9放送）

- 友の会「子供のみの集い」を実施する際、初めて記者へ取材してほしい旨の申し入れを行った結果、「子供のみの集い」に同行することとなり、集いの様子が記事にされ、マスメディアと連携した効果的な広報活動に繋がった。



～交通事故被害者の子どもたちは夏のキャンプで何を感じたか～

【2018.9.14 DIAMOND Online <https://diamond.jp/articles/-/179746>】

- SNSを活用した、NASVA業務の広報について検討を行った。
(令和元年6月7日より、自動車事故対策機構公式Facebookページを開設。)

自己評価とその根拠

引き続き、交通安全フェア等の各種イベントの活用を始め、野球場や地下鉄駅構内における情報発信等、安全指導、被害者援護、自動車アセスメントと多様な業務を担うNASVAならではの幅広い広報活動に取り組んでいる。また、支所として初めてバス事業者とともに、高齢者や幼児を対象とした交通安全教室を企画・主催したこと、初めて鉄道事業者が主催するイベントにNASVAブースを出展したこと、横浜市において交通安全イベントへの参画を積極的に働きかけ、初めてNASVAブースの出展が認められたことなど、各支所の広報に対する積極的な取組姿勢や創意工夫が認められる。上記の取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断しA評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、効果的な広報活動を積極的に実施する。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(6) 独立行政法人自動車対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし